

税務事例研究

Vol. **210** 2026/3

〔法人税〕

非適格合併等に関連するいくつかの問題
.....吉村 政穂

〔所得税〕

法人課税信託とストック・オプションを
利用した株式報酬
—株式交付型スキームの検討—
.....渡辺 徹也

〔資産税〕

限定承認に関する諸問題
.....伊藤 信彦

税務事例研究／210

■目次

法人税

非適格合併等に関連するいくつかの問題	吉村 政穂	1
I 問題の所在		2
II 適格外しの否認可能性		3
1 組織再編税制の濫用		3
2 資産調整勘定・差額負債調整勘定		5
III 関連会社間における組織再編成の対価		7
IV 事案の検討		9
1 設例(1)について		9
2 設例(2)について		11

所得税

法人課税信託とストック・オプションを利用した株式報酬 —株式交付型スキームの検討—	渡辺 徹也	13
はじめに		14
I Q&A「問3」で示された信託型SOスキーム		16
1 スキームのねらいと国税庁の見解		16
2 Q&A公表のインパクト(信託型SOスキームを否定した影響)		19

II	令和7年度改正が問題視した株式交付型スキーム	22
1	Q&A「問3」(信託型SOスキーム)との違い	22
2	SO行使の段階で課税がないのはなぜか(Q&A「問2」との関係)	23
3	解釈論で対応できなかった理由と法改正の理由	24
III	改正後の所得税法67条の3を読む(各条文の説明と検討)	25
1	所得税法67条の3第3項	25
2	所得税法67条の3第4項	27
3	源泉徴収義務との関係(創業者が委託者である場合)	28
4	適用関係	30
5	令和7年度改正が対象を発行人の株式に絞ったことについて	31
IV	信託型SOスキームに関する税務訴訟との関係	32
1	訴訟提起に関する報道	32
2	納税者が勝訴した場合と課税庁が勝訴した場合	32
V	事例の検討	33
	事例1	33
	事例2	34
	むすびにかえて	34

資 産 税

限定承認に関する諸問題	伊藤 信彦	37
-------------	-------	----

I	はじめに	38
II	限定承認の手続の概要	39
1	限定承認の申述及び受理	39
2	公告及び催告	40
3	換価	40

4	4	42
III	限定承認をした場合の課税上の取扱い	43
1	1	43
2	2	44
IV	限定承認に関する問題点及び若干の検討	44
1	1	44
2	2	45
3	3	46
4	4	47
V	事例に対する回答	48
1	1	48
2	2	48
VI	結びにかえて	49

非適格合併等に関連するいくつかの問題

一橋大学教授 吉村 政穂

事例

(1) A社は多額の未処理欠損金を有していたが、そのうち一部は、翌事業年度以降損金算入できなくなることになっていた。そのため、A社は、X社を新設分割により設立し、非適格分割に伴う譲渡益を認識して、その譲渡益に対応する所得金額の増加分を未処理欠損金の控除によって相殺することを計画した。その際、X社は、分割資産の時価純資産価額を上回る対価（X社株式）を交付することも計画し、その結果、分割資産の時価純資産価額を上回る分割対価の差額分だけX社において資産調整勘定が計上されることになっていた。その直後にX社の発行済株式のすべてがB社に譲渡された後、A社の株式がB社に譲渡された上で、B社はA社に吸収合併された。

一連の取引が当初の計画どおりに実施されていた場合、X社における資産調整勘定の計上およびその償却額の損金算入が法人税法132条の2によって否認される可能性はあるでしょうか。また、どのような点が問題視されるでしょうか。

(2) 物流事業を営んでいたY社は、その事業をC社に譲渡することとし、当該事業に係る主要な資産・負債をC社に承継させるための吸収分割をする旨の契約を締結した。Y社とC社のいずれも同一の者による支配関係があったが、この分割は非適格分社型分割として実施された。

Y社は、当該事業の評価にあたってディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）を用い、Y社の将来5年分に係る予測損益等を基礎としてフリー・キャッシュ・フローを算定した上で、予測期間終了後のフリー・キャッシュ・フローの割引現在価値を算定することとした。

このような価値算定は、法人税法62条1項の「分割の時の価額」に適合すると言えるでしょうか。

I 問題の所在

組織再編税制は、適格要件に従って課税関係の継続が認められるべき組織再編成か否かを判定した上で、組織再編成に伴う資産・負債の移転等に伴って生じる譲渡損益に対する課税繰延を中心として、それぞれに応じた課税上の取扱いを提供する仕組みである。例えば、譲渡損益に対する課税繰延について見ると、適格要件を満たす組織再編成では、移転資産・負債が帳簿価額で承継法人に引き継がれることにより、その時点まで発生していた譲渡損益に対する課税が繰り延べられることになる（法法 62 条の 2）。これに対して、適格要件を満たさない（非適格）組織再編成では、移転資産・負債が時価で譲渡されたものと扱われ（法法 62 条）、譲渡益課税が発生する。

さらに、繰越欠損金の引継ぎに関しても、適格組織再編成では従前の課税関係を継続させるとの観点から、法定の要件（法法 57 条 2 項）による限定はあるものの被合併法人等の欠損金を引き継ぐことが可能であるのに対して、非適格組織再編成ではそもそも欠損金の引継ぎが認められない。

これらの点では、非適格組織再編成は形式的には課税上不利な面を有している。もっとも、税負担に関係するすべての側面を勘案すると、非適格組織再編成が常に納税者にとって不利な結果をもたらすとは限らない。例えば、非適格組織再編成によって受入資産は時価評価（いわゆる Basis Step Up）され、取得資産の帳簿価額を引き上げることになるため、減価償却費や将来における譲渡原価の増額といった効果を有する。また、合併等において、内国法人が合併等の対価として交付した額が受け入れた資産・負債の純資産価額を上回っていた場合には、その上回った額は個々の資産・負債の取得価額として配分されず、資産調整勘定として計上され、5 年にわたって償却されることで損金の額に算入される。

したがって、組織再編税制における適格と非適格の峻別は、単なる課税繰延の有無によって有利不利が一概に論じられるものではなく、譲渡益課税のインパクト、帳簿価額のステップアップ、欠損金の引継ぎといった税務上の便益を異なった形で納税者にもたらすものであり、この構造が租税回避を誘発することもある。すなわち、納税者は、欠損金の利用可能性、資産の含み益・含み損の状況、将来の課税所得の状況などを総合的に考慮して、あえて適格組織再編成または非適格組織再編成を選択する場合がある。

本稿では、形式的に適格要件の充足を妨げるような、いわゆる「適格外し」について、どのような場合に法人税法 132 条の 2 が適用されるのかを分析する（Ⅱ）。また、非適格組織再編成においては、交付した合併等の対価の額が適正であったのかが問題となる。組織再編成の局面において、個々の資産・負債の時価と異なる要素をも加味して決定される対価額について、

どのような判断枠組みによってその適正さを判断すべきだろうか。関連会社間における非適格合併等の対価の額が争われた事案を基にして、裁判例で示された判断枠組みの検証を行う（Ⅲ）。最後に、これまでの議論を整理し、設例の検討を行う（Ⅳ）。

Ⅱ 適格外しの否認可能性

1 組織再編税制の濫用

組織再編税制については、その創設以来、例えば非適格資産の交付により適格要件を回避できること、また組織再編成そのものは適格としながら含み損失資産は組織再編取引外の譲渡とすること（損失の選択的な認識）によって、適格組織再編成の適用範囲を回避し、納税者が適格外しを利用することが懸念されていた⁽¹⁾。

実際にも、組織再編成が非適格であることによる課税上の便益を追求し、本来であれば不要なステップを介在させることによって適格外しを達成した事案が過去に存在している。ヤフー事件と同時に争われたIDCF事件である。事案の概要は次のとおりである。

A社は多額の未処理欠損金（約666億円）を有していたが、そのうち約100億円は翌年度以降損金算入できなくなるものであった。そのため、A社は、X社を新設分割（以下「本件分割」という）により設立し、その際、分割資産の時価純資産価額を上回る対価（X社株式）を受領し、非適格分割として譲渡益を認識した（ただし、未処理欠損金の控除によって相殺されている）。この結果、X社においては、分割資産の時価純資産価額を上回る分割対価の差額分だけ資産調整勘定が計上されることになった。その直後にはX社の発行済株式のすべてがB社に譲渡された。その後、A社の株式がB社に譲渡された上で、B社はA社に吸収合併された。

この一連の組織再編成により、A社の未処理欠損金約100億円が、事実上、X社の資産調整勘定に転化し、60か月にわたって償却、損金算入可能な形へと姿を変えたと見ることができる。X社は、この分割を非適格分割として処理し、資産調整勘定に係る償却額を損金算入したが、これに対して所轄税務署長は法人税法132条の2を適用して更正処分を行った。

最高裁判決（最判平成28年2月29日民集70巻2号470頁）では、まず132条の2にいう不当性要件について、ヤフー事件最高裁判決（最判平成28年2月29日民集70巻2号242頁）と同様の判断方法が採用された。すなわち、「法人税法132条の2にいう『法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』とは、法人の行為又は計算が組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものであることをいう」とした上で、その判断にあたっては、①当該法人の行為または計算が、通常は想定

(1) 岡村忠生『法人税法講義〔第3版〕』（成文堂、2007年）354-355頁。

されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような行為または計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮した上で、当該行為または計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨および目的から逸脱する態様でその適用を受けるものまたは免れるものと認められるか否かという観点から判断するとされている。

本件分割について、最高裁は次のように述べ、動機や全体像から、一連の行為が組織再編成を利用した租税回避スキームとして計画されたものであることが明らかな事案であったことを示している⁽²⁾。

「本件の一連の組織再編成に係る行為である本件分割、本件譲渡1、本件譲渡2及び本件合併は、ソフトバンクによる平成20年11月の本件提案における手順を基礎として、同社の完全子会社であるIDCSの未処理欠損金額のうち平成22年3月期以降は損金に算入することができなくなる約124億円を余すところなく活用するため、IDCSに本件分割を行わせることにより上告人を設立し、一方でIDCSに上記未処理欠損金額のうち当期利益により償却することができない約100億円に相当する譲渡益を発生させ、これにより上記未処理欠損金額のうち上記約100億円を償却し、他方で上告人に法62条の8第1項に基づく上記譲渡益相当額と同額の資産調整勘定の金額を発生させることにより、上記未処理欠損金額のうち上記約100億円を上告人の資産調整勘定の金額に転化させ、上告人においてこれを以後60か月にわたり償却し得るものとするため、平成21年3月30日までのごく短期間に計画的に実行されたものである。」

このような計画を前提とした一連の行為だという判断であったため、①行為・計算の不自然性や、②そのような行為・計算を行うことの合理的な理由となる事業目的等の有無という考慮事情の存在は容易に肯定され、本件分割の目的が「組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したもの」であったことが導かれている⁽³⁾。仮に組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図した行為であることが明らかとまではいえない場合には、判断手法において提示された考慮事情から納税者の意図を推認することになる。例えば、事業上の必要性が薄いにもかかわらず、あえて迂回的なステップを介在させ、適格要件を満たさないような組織再編成を実施する場合には、適格外しと判断される可能性が高いであろう。

なお、「その法人の行為又は計算」の解釈について、「同条の規定により否認することができる行為又は計算の主体である法人と、法人税につき更正又は決定を受ける法人とは異なり得る」として、新設分割における分割承継法人（X社）の課税にあたって、行為主体が分割法人

(2) 徳地淳＝林史高「判解」『最高裁判所判例解説・民事篇（平成28年度）』（2019年）154頁。

(3) 徳地＝林・前掲注（2）154頁。

(A社)であっても、132条の2の適用対象となると判断している。

以上のとおり、組織再編税制における適格外しにおいても、ヤフー事件最高裁判決で示されたのと同じ判断枠組みに基づいて判断される。

2 資産調整勘定・差額負債調整勘定

非適格合併等により内国法人が取得した資産・負債には時価相当額の取得価額が付される(法令32条1項3号イ, 54条1項6号イ, 118条の5第3号, 119条1項27号参照)。この際、合併等の対価として交付した額と移転を受けた資産・負債の純資産価額とが一致するとは限らない。例えば、個々の資産・負債の取得価額として配分されなかった部分として、法人税法上は認識されない資産・負債や超過収益力に起因した差額だけでなく、合併等によって見込まれるシナジーなどが生じる場合が考えられる。

法人税法上、内国法人が非適格合併等により当該非適格合併等に係る被合併法人などから資産または負債の移転を受けた場合において、当該内国法人が当該非適格合併等により交付した金銭の額および金銭以外の資産の価額の合計額(非適格合併等対価額)が当該移転を受けた資産および負債の時価純資産価額を超えるときは、その超える部分の金額のうち政令で定める部分の金額が資産調整勘定の金額として規定されている(法法62条の8第1項)。逆に、非適格合併等対価額が当該被合併法人等から移転を受けた資産および負債の時価純資産価額に満たない場合には、その満たない部分の金額は、(差額)負債調整勘定の金額と規定されている(同条3項)。なお、この算定にあたって、負債の金額には、①当該非適格合併等に伴い当該被合併法人等から引継ぎを受けた従業者につき退職給与債務引受けをした場合における退職給与債務引受額および②当該非適格合併等により当該被合併法人等から移転を受けた事業に係る将来の債務について認識される短期重要債務見込額が負債調整勘定として計上される。

この計上された資産調整勘定の金額については、60か月にわたって定額償却(損金算入)されることになる(同条4項)。平成18年度税制改正によって資産調整勘定が創設された際には、「この資産調整勘定の金額は、企業結合会計における(正の)差額のれんに相当するものといえます(この差額のれんと金額が異なることもあります。)」として、のれんと類似する概念だという説明が加えられていた⁽⁴⁾。

もっとも、企業会計において認識される無形資産と法人税法上認識される無形資産の範囲は異なっている。法人税法は、個別の資産・負債の時価純資産価額の算定にあたり、「営業権にあつては、政令で定めるものに限る。」と規定し(法法62条の8第1項)、その範囲を「営業権のうち独立した資産として取引される慣習のあるもの」として、独立取引営業権に限定してい

(4) 財務省「平成18年度税制改正の解説」366頁(2006年)。

る点に留意する必要がある（法令123条の10第3項）。

さらに、令和7年度税制改正によって、調整勘定の算定方法には次のような改正が行われている。まず、無対価の非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法の適正化として、債務超過の場合における資産調整勘定の明確化（①）とともに、非適格合併等に係る調整勘定の算定に関する特例の適用範囲の適正化（②）が行われている。

①については、移転を受けた資産・負債が債務超過である場合において非適格合併等対価額がゼロであるときの資産調整勘定の金額の算定について、移転を受けた資産・負債の時価純資産価額が、その移転を受けた資産の取得価額の合計額からその移転を受けた負債の額の合計額を減算した金額とすることに改められている（法法62条の8第1項）。すなわち、令和7年度税制改正前は「控除した」と規定され、時価純資産価額がゼロを下回る金額となることは想定されていなかったが、「減算した」という表現に見直された。これにより、時価純資産価額がゼロ未満の金額として算出され得ることになった（また、これに併せて、資産調整勘定の金額の算定における調整規定が不要となり、削除されている）。この改正については次のような説明が加えられ、法人税法上は資産として認識されない、独立取引営業権以外の営業権の存在が影響を与えていたことが示されている。

「移転を受けた資産の取得価額及び非適格合併等に際してのデューデリジェンスにより認識された独立取引営業権以外の営業権の価額の合計額と移転を受けた負債の額とが等しくなる場合には、非適格合併等対価額は0となりますが、この場合の資産調整勘定の金額の算定について、改正前の規定では、非適格合併等対価額及び時価純資産価額のいずれも0となるため、『非適格合併等対価額が時価純資産価額を超えるとき』との規定に該当せず、資産調整勘定の金額が算出されないのではないかという懸念から、取引価格をあえて1円とする実務が存在するとの指摘がされていました。

しかし、上記の独立取引営業権以外の営業権の価額が資産調整勘定の金額として認識されるべきものであることや、制度が意図しない取引が行われることを防ぐ必要があることも踏まえ、このような場合に資産調整勘定の金額が算出できることが明らかとなるよう適正化が行われたものです。」⁽⁵⁾

つまり、改正前には非適格合併等対価額および時価純資産価額のいずれもゼロとなるケースであっても、改正後は、例えば、移転資産（60）および移転負債（100）の場合には、負の時価純資産価額（▲40）となり、「非適格合併等対価額が時価純資産価額を超えるとき」に該当するため、その超える部分の金額として、独立取引営業権以外の営業権の価額相当の資産調整勘定の金額（40）が算出されることになることと説明される⁽⁶⁾。

(5) 財務省「令和7年度税制改正の解説」309頁（2025年）。

(6) 財務省・前掲注（5）309頁。

②については、無対価の非適格合併等に係る調整勘定の算定について、例外的な計算ルールの対象となる非適格合併等が、いわゆる対価の交付が省略されたと認められる非適格合併等に限られることが明確にされた（法法 62 条の 8 第 12 項，法令 123 条の 10 第 16 項）。対価の交付が省略された非適格合併等が行われた場合には、省略された対価の額を算定することができないため、まず①対価の額を純資産価額として増加する資本金等の額の計算をし、次に②移転資産・負債の額と対価の額との差額をもって資産調整勘定の金額または差額負債調整勘定の金額とするという原則的な算定プロセスが利用できない。

その代わりに、（資産評定⁽⁷⁾を行っていない場合または移転資産の取得価額の合計額が移転負債の額の合計額に満たない場合には）資産調整勘定の金額または負債調整勘定の金額の算定をした上で、次にその資産調整勘定の金額または負債調整勘定の金額を含めた移転資産・負債の差額を純資産価額として増加する資本金等の額の計算をするという例外（法令 123 条の 10 第 16 項）が設けられている。令和 7 年度税制改正は、対価の交付が省略されたと認められる非適格合併等にこの例外的な方法を限定（適正化）する趣旨であった⁽⁸⁾。

Ⅲ 関連会社間における組織再編成の対価

資産の譲渡等の取引においてもそうであるように、法人税法上の所得算定にあたっては、合併等に際して受け取る対価の額が時価と一致するかが重要である。さらに、法人税法 62 条の 8 第 1 項は、「価額の合計額」について、当該非適格合併等において被合併法人等から支出を受けた寄附金相当額を含み、当該非合併法人等に対して支出をした寄附金相当額を除くと規定しているため、価額の合計額が適正な時価より低い価額または高い価額であった場合には、その差額が寄附金相当額として非適格合併等対価額から除外されることとなる。

それでは、対価の額が時価と一致するかについてはどのように判断すべきだろうか。法人税法における時価の意義とその算定方法に関しては、組織再編税制が創設された当初から明確化の必要性が指摘されていた⁽⁹⁾。条文において寄附金相当額が明示的に参照されていることからすれば、寄附金該当性の有無を基準として時価との一致を判定することが適当であるように思われる。

(7) 資産評定は、移転資産・負債の価額の評定（公正な価額によるものに限る）で、当該非適格合併等の後に当該資産・負債の譲渡を受ける者、当該資産・負債を有する法人の株式・出資の譲渡を受ける者その他の利害関係を有する第三者または公正な第三者が関与して行われることが必要である（法規 27 条の 16 第 3 項）。

(8) 税制改正の解説で掲げられた数値例を用いた。

(9) 阿部泰久「改正の経緯と残された課題」江頭憲治郎 = 中里実編『企業組織と租税法』別冊商事法務 252 号 92 頁（2002 年）。

この点で参考となる裁判例として東京地判令和5年7月20日税資273号順号13864があるので、ここで紹介する。その事案の概要は次のようなものである。

物流事業を営んでいたD社は、その事業に関して有する権利義務の一部をR社に承継させるための吸収分割をする旨の契約を締結した。この分割について、D社は適格分社型分割に該当することを前提とし、承継される資産負債について譲渡損益を計上していなかった。ところが、所轄税務署長は、本事案の分割が適格分社型分割には該当せず、承継資産負債を分割時の価額により譲渡をしたものとして譲渡損益を計上する必要があると判断し、更正処分を行った（なお、本件分割後にD社は親会社であるX社に吸収合併されている）。

裁判所においては、本件分割が非適格分割であることを前提に承継資産負債の時価が争われることになった。その判示内容で注目したいのは、「一定の客観的基準によって算定された」というように、算定額そのものではなく、算定過程に注目した審査が行われた点である。

「法人税法62条1項の『分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該（中略）分割の時の価額』とは、分割時における時価をいうものと解すべきところ、時価とは、財産の客観的な交換価値をいうものであり、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいうものと解され、課税の明確性や公平を確保する観点からは、一定の客観的な基準によって算定された価額であることが要請されるというべきである。」（傍線筆者）

「組織再編の対価の価額の合理性を判断するに際して、独立当事者間の交渉により価額が形成された場合においては、各当事者は自己の利益を最大化するために行動することが通常であることから、原則として、当該価額は合理的に形成されたものとして、時価による取引が行われたと解するのが相当である。」

「関連会社間における組織再編の対価の価額の合理性を判断するに際しても、独立当事者間の組織再編と同程度の公正な手続を経て価格が決定された場合は、原則として、合意された価額を時価として取り扱うのが相当である。」

この判示内容は、合意された価額と時価との関係について、当事者間の交渉という価格形成のプロセスに着目し、実際のM & Aにおいて形成される対価の価額に配慮した判断枠組みを提示したものと理解できる。前述のとおり、寄附金の意義を参照するならば、「贈与又は無償の供与」（法法37条7項）とは、民法上の贈与に限られず、経済的にみて贈与と同視し得る資産の譲渡または利益の供与も含まれると解されているものの、「経済的にみて贈与と同視し得る資産の譲渡又は利益の供与」とは、「資産又は経済的利益を対価なく他に移転する場合であって、その行為について通常の経済取引として是認できる合理的理由が存在しないもの」を指すと考えられている。そのため、価格決定の方法に合理性を認め、寄附金に該当しないと判断した裁判例（例えば、東京地判平成26年1月24日判時2247号7頁）があることも参考にな

ると考えられる。

さらに、関連会社間における組織再編成の対価の価額についても、「独立当事者間の組織再編と同程度の公正な手続」を経ているかどうかを基準として、その合理性を判断するという見解を示したのである。そして、関連会社間における組織再編成の対価の価額について、「本件分割契約に係る取引価額は独立当事者の交渉により形成されたものであると認めることはできない」と述べ、その場合には、「〔採用された算定方法の〕算定過程において論理性と客観性が相応に担保された公正なものである必要がある」と論を進めている。

上記裁判例で争われた事例のように、DCF法による価値算定の過程については、①事業計画の策定内容の合理性・客観性と②割引率の設定根拠を含む価値算定そのものの論理性・客観性という二段階の観点から検討が行われ、これらの論理性・客観性が十分でないと評価された場合には、当該算定額をもって時価と認めることはできないとされた。本件事案においては、「本件事業計画の内容に合理性・客観性があるとはいい難く、本件価値算定の過程が論理性・客観性が担保された公正なものであったということとはできない」との判断が示されている。

その一方で、企業価値評価を専門とするコンサルティング会社の意見書についても、同じように価値算定過程に言及をしている。

「プルータスが第三者評価機関として、本件分割の検討がされた当時の資料に基づき、デリー社の平成24年12月期及び平成25年12月期の平均利益を用いて本件事業の価値算定をしていること、収益還元法及び類似会社比較法のいずれもが企業価値の算定方法として一般的に合理性が認められている手法であるといえるところ、収益還元法及び類似会社比較法を併用したプルータスの本件事業の価値算定過程につき、特に不合理と認めるに足りる点は見当たらないことからすると、本件事業の価値、すなわち本件承継資産負債の価値が最大で1729万5000円の価値を有するとするプルータスの意見書にも相応の合理性がある。」

つまり、分割の検討時点の資料に基づき、「収益還元法及び類似会社比較法のいずれもが企業価値の算定方法として一般的に合理性が認められている手法」を併用して算定した第三者機関の意見書については、その価値算定過程に「特に不合理と認めるに足りる点は見当たらない」限り相応の合理性が認められたことになる。算定手法の選択は限定されず、採用された手法における算定過程の論理性・客観性の担保が重視されるというべきである。

IV 事案の検討

1 事例(1)について

事例(1)は、II 1で紹介したIDCF事件と実質的に同一の特徴を有する事案である。すなわ

法人税

ち、A社（分割法人）が多額の未処理欠損金を有しており、そのうち一部が翌事業年度以降損金算入できなくなることを回避するため、新設分割によりX社（分割承継法人）を設立し、非適格分割として譲渡益を認識し、当該譲渡益に係る所得金額の増加分を未処理欠損金の控除によって相殺するとともに、X社において資産調整勘定を計上させ、その償却額の損金算入を通じて未処理欠損金の実質的な便益を享受することを目論んでいた。そのような動機に基づき、A社によるX社の新設分割の後、X社株式をB社に譲渡し、A社株式もB社に譲渡した上でB社がA社を吸収合併するという一連の取引が計画・実行されている。

このような一連の取引に対し、X社における資産調整勘定の計上およびその償却額の損金算入が法人税法132条の2によって否認される可能性があるかを検討すると、次のように判断されるだろう。

まず、ヤフー事件・IDCF事件最高裁判決で示された判断枠組みによれば、132条の2の適用の有無は、①当該行為・計算が通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり実態と乖離した形式を作出したりするなど不自然なものであるか、②税負担の減少以外に当該行為・計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮した上で、当該行為・計算が組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨および目的から逸脱する態様でその適用を受けるものまたは免れるものと認められるか否かという観点から判断される。

事例のように、一連の取引が、欠損金の期限切れを回避するためにあらかじめ計画・立案され、短期間のうちに計画どおりに実行されていた場合、IDCF事件と同様に、一連の行為が組織再編成を利用した租税回避スキームとして計画的に実行されたものであることが、外形上明らかであるといえる。

考慮事情のうち、行為・計算の不自然性（①）について見ると、上記計画に基づき、本件では、あえて非適格分割とし、資産調整勘定を計上するために、完全支配関係要件を満たさないこととなるよう、A社とX社との当事者間の完全支配関係を一時的に断ち切るものとして一連の取引を行う計画が立てられ、そのとおり実行されたわけである。移転資産等に対する支配が継続しているか否かによって譲渡損益発生の有無が左右される組織再編税制との関係では、本件の一連の組織再編成を全体として見れば、A社による移転資産等の支配は本件分割後も継続しているといえる。このような行為は通常の企業再編では想定されない不自然な手順と評価される可能性が高い。

さらに、事業目的の不存在（考慮事情②）についても、短期間に一連の取引が実施されていることからすれば、A社の欠損金消化という税務上の動機のほかに事業上の必要性があったと判断される可能性は低い。

したがって、本来必要のないX社株式の譲渡を介在させることにより、実質的には適格分割

というべきものを形式的に非適格分割とすべく企図されたものといわざるを得ない。本件計画を前提とする点において、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づくものであるのみならず、これにより実態とは乖離した非適格分割の形式を作出するものであって、明らかに不自然なものであり、税負担の減少以外にその合理的な理由となる事業目的等を見いだすことはできないと判断され、各規定の本来の趣旨および目的を逸脱する態様でその適用を受けるものまたは免れるものと認められるとの結論が導かれるであろう。X社における資産調整勘定の計上およびその償却額の損金算入に対して法人税法132条の2が適用され、否認される可能性は高いと考えられる。

2 事例(2)について

事例(2)は、Ⅲで検討した東京地判令和5年7月20日と同様の事実関係を有する事案である。すなわち、同一の者による支配関係にあるY社とC社の間で行われた非適格分社型分割において、承継事業の価値算定にDCF法が用いられたところ、その「分割の時の価値」(法法62条1項)への適合性が問われている。

事例(2)の価値算定の特徴は次の点にある。Y社が移転事業の企業価値評価にあたってDCF法を採用し、Y社の将来5年分の予測損益等を基礎としてフリー・キャッシュ・フローを算定した上で、予測期間終了後のフリー・キャッシュ・フローの割引現在価値を基礎とする評価方法が用いられている。

東京地判令和5年7月20日の示した判断枠組みによれば、法人税法62条1項の「分割の時の価値」とは分割時における時価、すなわち財産の客観的な交換価値をいい、課税の明確性・公平の確保の観点から「一定の客観的な基準によって算定された価値」であることが要請される。そして、関連会社間における組織再編成の対価の価値については、独立当事者間の組織再編と同程度の公正な手続を経て価格が決定された場合には、原則として合意された価値を時価として取り扱われる一方、そのような公正な手続が欠ける場合には、採用された算定方法の算定過程において論理性と客観性が相応に担保された公正なものであることが求められる。

この判断枠組みに照らして事例(2)を検討すると、Y社とC社はいずれも同一の者による支配関係にあることから、独立当事者間の交渉によって価値が形成されたとは認められず、公正な手続の有無が問題とされる。もし独立当事者間の交渉と同程度の公正な手続が認められない場合には、DCF法による価値算定の過程が論理性・客観性を相応に担保した公正なものであるかが正面から問われることになる。

参照した裁判例では、DCF法による価値算定の過程につき、①事業計画の策定内容の合理性・客観性と②価値算定そのものの論理性・客観性という二段階の観点から審査が行われており、事例(2)においても同様の検討を行うのが適当と考えられる。

法人税

①については、各年度の収益予測や費用見通しが客観的な裏付けに基礎づけられているか、過去の業績の検討を通じて業績に直接的な影響を及ぼし得る主要な変数の将来推移が合理的に予測されているかが検証される。Y社自身が策定した予測損益を基礎とする本件では、これらの客観的裏付けが欠けると評価されれば、それを前提とするDCF法の算定全体が論拠を失うことになる。

②については、上記裁判例を参考にすると、具体的には次のような点が問題となり得る。例えば、非適格分割により欠損金の引継ぎが認められないにもかかわらず法人税を一切考慮しない算定を行っていた場合には、論理性・客観性を欠くと評価される方向に傾くであろう。次に、予測期間中に減価償却費を計上しながら恒常的な設備投資を考慮しないという内容があった場合には、5年間という予測期間の長さに見合った論理的整合性を欠くと判断される可能性がある。また、割引率については、評価対象となる事業固有の計算要素に基づいて算定されるべきものであり、客観的根拠のない数値が設定されていれば、その点において論理性・客観性が否定されることになるであろう。

なお、裁判例において相応の合理性が認められたのは、第三者評価機関が過去の平均利益を用いた収益還元法と類似会社比較法を併用して算定した意見書であった。算定手法の選択それ自体もさることながら、採用された手法における算定過程の論理性・客観性の担保が重視される点には注意が必要である。

法人課稅信託とストック・オプションを利用した 株式報酬—株式交付型スキームの検討—

早稲田大学法学学院教授 渡辺 徹也

事例 1

個人 A は、下記①～⑤に示す通り、信託会社を通じて所属する会社（勤務先）のストック・オプション (SO)⁽¹⁾ を取得し、その後、当該 SO を行使することによって取得した株式を売却した。この場合、A はいかなる課稅を受けるか。

① 発行会社が信託会社に金銭 70 を信託して、信託を設定する。信託の設定時に、受益者等（受益者及びみなし受益者）は存在しない。この信託は法人課稅信託となり、信託設定時に受贈益に対する法人稅 20 を納付した。

② 信託会社は、発行会社の讓渡制限付き SO（權利行使価額は 200）を適正な時価 50 で購入する。

③ 発行会社は、信託期間において会社に貢献した役職員を信託の受益者に指定し、信託財産として管理されている SO が当該役職員に付与される。

④ 役職員は、SO を行使して発行会社の株式を取得する。

⑤ 役職員は、SO を行使して取得した株式を売却する。

なお、各段階における発行会社の株価は次の通りである。

- SO の購入時：200
- SO の付与时：600
- SO の行使時：800（權利行使価額 200）
- 權利行使により取得した株式の讓渡時：1,000

(1) 以下、本稿では「ストック・オプション」及び「ストックオプション」を、原文や出典を直接引用する場合を除いて、「SO」と表記する。

事例 2

個人Bは、下記①～⑤に示す通り、信託会社を通じて所属する会社（勤務先）の株式を取得し、その後、当該株式を売却した。この場合、Bはいかなる課税を受けるか。

① 発行会社が信託会社に金銭400を信託して、信託を設定する。信託の設定時に、受益者等は存在しない。この信託は法人課税信託となり、信託設定時に受贈益に対する法人税150を納付した。

② 信託会社は、発行会社の譲渡制限付きSO（権利行使価額は200）を適正な時価50で購入する。

③ 信託会社は当該SOを行使して発行会社の株式を取得する。

④ 発行会社は、信託期間において会社に貢献した役職員を信託の受益者に指定し、信託財産として管理されている上記株式が当該役職員に交付される。

⑤ 役職員は、上記株式を売却する。

なお、各段階における発行会社の株価は次の通りである。

- SOの購入時：200
- SOの行使時：600（権利行使価額200）
- 受益者の指定時：800
- 株式の譲渡時：1,000

はじめに

本稿では、令和7年度改正によって規定された所得税法67条の3第3項及び4項（信託に係る所得の金額の計算の改正）を主に取り上げる。順番は前後するが、本稿の最初に示した2つの事例のうち、事例2の内容がこの改正と関係する。

法人課税信託である受益者等の存しない信託が、その後に居住者が受益者等となったことにより、法人課税信託に該当しないこととなった場合、当該居住者は、当該信託の受託法人（所法6条の3）から信託財産に属する資産及び負債を、その該当しないこととなった時の直前の受託法人の帳簿価額に相当する金額により引継ぎを受けたものとして、当該居住者の各年分の各種所得の金額を計算することになっている（所法67条の3第1項、所令197条の3第1項）。そしてこの場合、その引継ぎにより生じた収益の額は、その居住者のその引継ぎを受けた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないとされている（所法67条の3第2項）⁽²⁾。

上記の法制度を前提として、与党の令和7年度「税制改正大綱」は、「受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することとなったことにより法人課税信託に該当しないこととなった場合において、当該法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式については、当該特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、当該受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、当該特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、当該受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととする」⁽³⁾(太字及び下線は筆者・以下同じ)と述べている。

そして、上記「特定法人課税信託」とは、「その信託財産に属する特定株式に係る発行人等が委託者となる受益者等の存しない信託である法人課税信託で、当該特定株式の発行人の役員等の勤続年数等を勘案して当該役員等が受益者等として指定されるもの」、上記「特定株式」とは、「一定の譲渡制限付株式以外の株式」、さらに上記「発行人等」とは、「特定株式の発行人、当該発行人の役員等又は当該役員等と特殊の関係のある個人及び法人」をいうとされている。

この改正に係る立案担当者の解説書によると、令和7年度改正前は、上記所得税法67条の3第1項、2項、同施行令197条の3第1項に基づく制度を利用することにより、「信託財産に属する株式を受益者等として指定した役員等に交付する場合には、株式の譲渡時まで課税を繰り延べることが可能となっていました」⁽⁴⁾とあるので、令和7年度改正の目的は、そのようなループホールを塞ぐことであつたと考えられる。つまり、課税のタイミングを株式譲渡時から前倒しした改正という理解が可能である。

さらに、同解説書には「このような場合にも給与所得等として課税を行うことで給与等を現金で得ている者とのバランス等を図る観点から、信託財産に属する一定の株式の発行人等が委託者であること等の要件を満たす受益者等の存しない信託について、受益者等が指定されて法人課税信託に該当しなくなった場合には、その時に、受益者等のその株式の取得に係る経済的利益について給与所得等として課税を行うこととし、その受益者等はその時の価額によりその株式を取得したものとされました」⁽⁵⁾と記されている。したがって、前倒しされた課税のタイミングとは「受益者等が指定されて法人課税信託に該当しなくなった」ときであり、所得分

(2) なお、その場合の「収益の額」とは、その信託財産に属する資産の帳簿価額の合計額がその信託財産に属する負債の帳簿価額の合計額を超える場合のその超える部分の金額に相当する金額とされている(所令197条の3第8項(旧4項))。

(3) 自由民主党=公明党「令和7年度税制改正大綱」34頁(「第二 令和7年度税制改正の具体的内容」「一人所得課税」「6 その他」部分)(2024年)。(https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisi_2025.pdf)なお、本稿における各ウェブサイトの閲覧日はすべて2026年1月20日である。

(4) 島谷和孝ほか『令和7年版 改正税法のすべて』101頁(大蔵財務協会・2025年)。

(5) 島谷ほか・前掲注(4)101頁。

類としては「給与所得等」とされたことがわかる。

この令和 7 年度改正は、国税庁が令和 5 年に Q&A として示した見解（以下、たんに「Q&A」と表記する）⁽⁶⁾のなかにある「問 3」【税制非適格ストックオプション（信託型）の課税関係】⁽⁷⁾で示された課税方法の延長線上にあると考えられる。どちらも、法人課税信託と SO を通じて、役職員に支払われる報酬に関する課税時期と所得分類に焦点を当て、一定のスキームに対処しようとしているからである。

そこで本稿では、上記 Q&A「問 3」（本稿の最初に示した 2 つの事例のうち、事例 1 がその内容を示す）⁽⁸⁾との比較も視野に入れて、令和 7 年度改正の検討（同改正で上記「問 3」に関する立法措置がなされなかったことを含む）を行うことにしたい。事例 1 と事例 2 は、どちらも役職員へインセンティブ報酬を支払う過程において、法人課税信託と SO を利用したという共通点がある。しかし、報酬として付与ないし交付されるものが、SO か株式かという違いがある。以下本稿では、事例 1 のスキームをこれまでの名称を参考に「信託型 SO スキーム」⁽⁹⁾、事例 2 のスキームは「株式交付型スキーム」と呼ぶことにする。

I Q&A「問 3」で示された信託型 SO スキーム

1 スキームのねらいと国税庁の見解

(1) スキームのねらい（意図した効果）

信託型 SO スキームは、「信託型ストックオプション」あるいは「時価発行新株予約権信託」などと呼ばれて注目を集めてきた⁽¹⁰⁾。このスキームは 2014 年に開発されたが、2023 年の段階では、未上場・上場を合わせて約 800 社もの新興企業が導入していると報道されている⁽¹¹⁾。

租税法上の SO には、オプション保有者が権利を行使した段階で課税されず、権利行使して

-
- (6) 国税庁「ストックオプションに対する課税（Q&A）（令和 6 年 11 月最終改訂）」（2024 年）。〈<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/241130/pdf/0024011-017.pdf>〉
- (7) 国税庁・前掲注（6）3 頁。
- (8) なお Q&A は信託の「設定」ではなく「組成」という用語を使用している。もっとも、所得税法及び同施行令に信託の「組成」という文言はなく、反対に同施行令には「信託の設定」という文言が少なくとも 3 カ所見受けられる。また、青木ほか・後掲注（46）322 頁も「受益者等が存しない信託に係る受託法人への課税は、信託の設定時から受益者等が明らかになっていれば…」というように「信託の設定」という表現をしている。
- (9) 2 つのスキームの差異（付与ないし交付されるもの）に着目すれば、「SO 付与型スキーム」とでも呼ぶべきなのであるが、これまでの先行業績や報道における名称を尊重する形で「信託型 SO スキーム」と呼ぶことにした。
- (10) 松田良成＝山田昌史「新株予約権と信託を組み合わせた新たなインセンティブ・プラン [上] [下] 一時価発行新株予約権信託一」旬刊商事法務 2042 号 55 頁、2043 号 34 頁（2014 年）、松田良成＝中嶋克久＝山田昌史「各種インセンティブ・プランの比較と時価発行新株予約権信託の最新動向」旬刊商事法務 2105 号 46 頁（2016 年）。
- (11) 「ストックオプションとは？信託型は『給与』扱いに」2023 年 5 月 29 日日本経済新聞電子版。

得た株式を譲渡した段階で譲渡所得課税を受ける適格 SO の制度（租特 29 条の 2）がある。そして適格 SO に該当するためには、下記〈図表 1〉⁽¹²⁾に示すような権利行使期間や権利行使限度額などの要件を満たさねばならない。

〈図表 1〉

項目	要件
1. 付与対象者の範囲	会社及びその子会社の取締役、執行役及び使用人 一定の要件を満たす社外高度人材 (大口株主及びその特別関係者を除く) ※令和 6 年度改正：社外高度人材の範囲を拡充
2. 権利行使期間	付与決議日後 2 年を経過した日から付与決議日後 10 年を経過する日まで ※令和 5 年度改正：設立の日以後の期間が 5 年未満の非上場会社においては、付与決議日後 2 年を経過した日から付与決議日後 15 年を経過する日まで
3. 権利行使価額	権利行使価額が契約締結時の株式の価額相当額以上
4. 権利行使限度額	権利行使価額の年間の合計額が 1200 万円を超えない ※令和 6 年度改正：権利行使価額について、下記のように計算した金額とする。 ・付与決議日において設立の日以後の期間が 5 年未満の場合は、権利行使価額を 2 で除して計算した金額 ・付与決議日において設立の日以後の期間が 5 年以上 20 年未満で、非上場会社又は上場の日以後の期間が 5 年未満の上場会社の場合は、権利行使価額を 3 で除して計算した金額
5. 譲渡制限	譲渡禁止
6. 発行形態	無償であること
7. 株式の交付	会社法 238 条 1 項に定める事項に反しないこと
8. 株式の管理	行使により取得する株式について金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又はその営業所等に保管の委託若しくは管理等信託がされること ※令和 6 年度改正：譲渡制限株式については、株式会社により管理がされることでも満たす

信託型 SO スキームのねらいを一言でいえば、適格 SO の要件を満たしていないにも拘わらず、適格 SO と同じような課税を受けることである。このスキームの開発者によれば、オーナー等が金銭を信託した時点で法人税の課税を受ける反面、SO の付与時及び行使時に課税を受けず、結局、株式売却時に株式等譲渡所得課税（分離課税）を受けるまで課税されない旨が説明されている⁽¹³⁾。

事例 1 に基づいて述べるならば、①の段階で法人課税信託が 20 の法人税を負担した後、②

(12) 経済産業省 HP「ストックオプション税制の主な要件」（令和 7 年 2 月 10 日更新）。〈<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stock-option.html>〉

(13) 松田＝山田・前掲注（10）旬刊商事法務 2043 号 40 頁。なお、松田＝山田・前掲注（10）旬刊商事法務 2042 号 62 頁は、信託型 SO スキームを委託者がオーナーである場合と発行会社である場合の 2 つのタイプに大別しつつ、紙幅の関係から前者だけを取り上げている。ただし、松田＝中嶋＝山田・前掲注（10）46 頁を読む限り、後者の場合であっても、前者と同じ課税（金銭を信託した時点で法人課税を受ける反面、SO の付与時及び行使時に課税を受けず、株式売却時に株式等譲渡所得課税）を受けることは可能であると、著者たちは考えているように思われる。なお、後掲注（14）で示す通り、国税庁 Q&A は委託者に関するこの違いを意識していない。

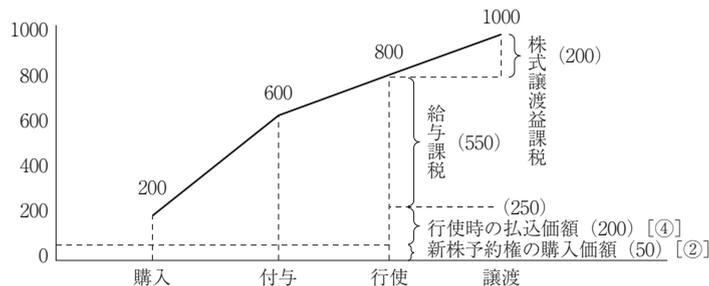
③④の段階においては、受託法人も役職員も課税されることはなく、⑤の段階で株式売却益の750 (1,000 - 200 - 50) に対して、役職員が譲渡所得としての課税を受けることになる。

(2) 国税庁の見解

このような状況のなかで、2023年に国税庁はQ&Aを発表して、上記開発者らとは異なる見解を示すことになる。とりわけ事例1の④に該当する取引について、「役職員が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益は、給与所得となります(所法28, 36②, 所令84③)」とした部分が大きな相違点である⁽¹⁴⁾。そして当該経済的利益の額は、「行使時の株価(800)から取得価額として引き継いだ(50)と権利行使価額(200)の合計額(250)を差し引いた550」になるとされている。

⑤については「役職員が当該ストックオプションを行使して取得した株式を売却した場合、株式譲渡益課税の対象となります」とされているが、④で550部分が給与所得となった結果、下記〈図表2〉⁽¹⁵⁾に示す通り、株式譲渡益課税とされる部分は750ではなく200となる。

〈図表2〉



(3) 国税庁の見解に対する疑問と結論の承認

信託型SOスキームへの課税について、開発者と国税庁のどちらの見解が適正であるかを検討することは既に別の機会に行ったので⁽¹⁶⁾、本稿では深く立ち入らない。ただし、今後の議論

(14) 国税庁・前掲注(6)3頁。国税庁Q&Aは、①について「当該信託(法人課税信託)には、組成時に受益者が存在しないことから、発行会社又は発行会社の代表取締役等が信託会社に信託した金銭に対して、法人課税が行われることとなります」、②について「信託会社が当該ストックオプションを適正な時価(50)で購入した場合、経済的利益が発生しないことから、課税関係は生じません」、③について「発行会社が、役職員を受益者に指定することにより、信託財産として管理しているストックオプションを付与した場合の経済的利益については、課税関係は生じません(所法67の3②)」と説明している。なお、①において「発行会社又は発行会社の代表取締役等が信託会社に金銭を信託して、信託(法人課税信託)を組成する」と記されているように、国税庁Q&Aは、信託の委託者が発行会社であるかオーナー等(代表取締役等)であるかをそもそも区別していない。

(15) 国税庁・前掲注(6)4頁。

のために、Q&A に対する筆者の立場についてごく簡単に述べておきたい。

まず、法人課税信託への受贈益課税、SO の購入・付与の段階で課税がないこと（上記①～③に関する結果）だけでなく、SO 行使時において役職員が給与所得として課税されるという結果（④に関する結果）そのものは、原則として受け入れる⁽¹⁷⁾。その帰結として、株式譲渡益として課税される部分が750ではなく、200となること（⑤に関する結果）についても承認する。

もっとも、Q&A「問3」及びその前提となる「問1」【税制非適格ストックオプション（無償・有利発行型）の課税関係】と「問2」【税制非適格ストックオプション（有償型）の課税関係】の事実自体に明確でない部分があるので、信託型 SO スキームの結果が常に Q&A の「答」通りになるとは断言できない⁽¹⁸⁾。

また、①～⑤（とりわけ④）に関して、結論に至るまでの論理が、筆者と国税庁の見解では異なる可能性がある。筆者は、SO が譲渡制限付きか否かを重視するが、国税庁の見解ではその部分が不明である⁽¹⁹⁾。それ以外にも、国税庁 Q&A には説明不足の箇所があるので、「問3」の結論自体は一応受け入れた上で、本稿の目的である令和7年度改正に関する議論に進むことにしたい。

2 Q&A 公表のインパクト（信託型 SO スキームを否定した影響）

(1) 源泉所得税の負担について

国税庁が Q&A において信託型 SO スキームの開発者らの意見を否定したことには、大きな

(16) 拙稿「信託型ストック・オプションに関する租税法上の解釈問題」増井良啓ほか編『市場・国家と法—中里実先生古希祝賀論文集』223頁（有斐閣・2024年）。

(17) ただし、付与時において SO の適正な価額が評価可能であれば、所得税法 36 条によって課税されるべきである。もし、所得税法施行令 84 条 3 項が所得税法 36 条を上書きして、常に SO 付与時の課税を否定し、実現した所得の課税を繰り延べるような場合があれば、当該政令の内容は委任の範囲を超えた無効なものとなる。拙稿「ストック・オプションに関する課税上の諸問題—非適格ストック・オプションを中心に」税法学 550 号 63 頁（2003 年）。この論文は最高裁平成 17 年 1 月 25 日判決民集 59 卷 1 号 64 頁（ストック・オプション事件判決）よりも前に執筆したものであるが、判決後もこの点に関する筆者の考え方に原則として変更はない。当該最高裁判決の調査官解説は、譲渡が禁止され換価可能性のない SO について、「それを付与されたこと自体で従業員等の担税力が増加したと見るのは相当でなく、その権利行使により現実に権利行使益が得られて初めて所得税法にいう所得が実現したものと解するのが相当」と述べている（増田稔 [判解] 最判解民事平成 17 年度（上）50 頁（2008 年））。すなわち、譲渡制限等の制限が付された SO の場合は、付与時において所得が実現しないために、そのときに課税されることはなく、行使時において所得税法施行令 84 条 3 項を根拠とした課税が肯定されるのである。付与時課税と施行令 84 条 3 項との関係については、佐藤英明「信託型ストックオプションの課税関係」税務事例研究 197 号 19 頁、22 頁（2024 年）、原正子「所得税法施行令第 84 条の考察—一個人に係る新株予約権の課税関係を中心として—」税大論叢 69 号 75 頁、136 頁（2011 年）も併せて参照。

(18) Q&A における国側の見解については、佐藤修二＝木村浩之＝川添文彬「鼎談 信託型ストック・オプションに関する国税庁見解の法的検討（前編）」T&A master 991 号 11 頁（2023 年）も参照。

(19) これらの相違点については、拙稿・前掲注（16）240 頁を参照。

所得 税

反響があった⁽²⁰⁾。まず、役職員が給与所得として課税されるとすれば、同時に源泉徴収義務(所法 183 条 1 項)の問題が生じることになる。この点について Q&A には、「発行会社は、上記の経済的利益について、源泉所得税を徴収して、納付する必要があります」と記載されている⁽²¹⁾。

企業のなかには、源泉徴収によって増加する税負担の全額を会社が原則負担し、役職員らに追加的な負担が生じないようにしたところがある。人工知能 (AI) 開発の PKSHA Technology はその 1 つであるが、当該負担により、2022 年 10 月～23 年 6 月期の連結決算において 14 億円の特別損失を計上したとされている⁽²²⁾。

もっとも、役職員の給与にかかる所得税を会社が負担すれば、その負担自体が新たな給与の支払となり給与所得課税の対象となりかねない。そうなれば新たな源泉徴収義務が生じることになる。

一方で、Q&A の公表を受けて、会社側が従業員に対して源泉所得税の求償を行ったが、従業員側は求償権の行使に応じないだけでなく、会社が源泉徴収税額を入念に計算する義務に違反したと主張して、債務不存在確認の請求及び損害賠償金等の支払を求めて訴訟を起こしたケースもある⁽²³⁾。当該訴訟は税務訴訟ではないが、Q&A の公表がもたらした混乱の 1 つに数えられる⁽²⁴⁾。

(20) 後掲注 (61) に関係する本文でも扱うが、企業法務の有力弁護士に、2023 年の「革新的」と評価できる法務トピックを尋ねたところ、「国税庁による信託型ストックオプション (SO) に対する課税表明」は第 10 位に入っている。「弁護士が選んだ『革新的法務案件』10 選」2023 年 12 月 23 日日本経済新聞電子版。

(21) 国税庁・前掲注 (6) 4 頁。

(22) 「パークシャ、株式報酬で特損 14 億円 国税庁の見解受け」2023 年 8 月 15 日日本経済新聞朝刊 13 面。

(23) ENECHANGE 株式会社「当社に対する訴訟提起に関するお知らせ」(2025 年 2 月 12 日) 参照。ENECHANGE 株式会社の HP では、訴訟の原因及び提起されるに至った経緯として、「当社は、信託型ストックオプションに対する課税に関して、国税庁が 2023 年 5 月 30 日に公表した『ストックオプションに対する課税 (Q&A)』に基づき、『信託型ストックオプション』は、会社側が付与した権利を役職員等が行使して株式を取得した場合、その経済的利益が実質的な給与とみなされることから、役職員が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益については給与所得となり、当該所得については会社側にて源泉所得税を徴収する必要があることから、当社元従業員との間で、源泉所得税の求償について協議を実施してまいりましたが、今般、当該元従業員が、当社の求償行使権は認められず、また、当社が源泉徴収税額を入念に計算する義務に違反したと主張して、債務不存在確認の請求及び損害賠償金等の支払を求めて本件訴訟を提起したものです」と説明している。
(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/4169/tdnet/2562056/00.pdf>)

(24) Q&A としての公表の時期について、当時の山縣哲也国税庁個人課税課長は「今回の見解公表が遅いという批判は承知しているが、個別性の強い経済取引の課税関係は、これまでも納税者側の問い合わせに対して個別に回答している」と述べている。一方で、信託型 SO スキームを考案した松田良成弁護士は、文書で回答を得る手続きを取らなかったことについて、「一般的に税務の照会で文書回答手続きはあまり使われない。そもそも課税を受ける主体でないと手続きを利用できない。非常に使い勝手が悪く、時間も要する」と述べている。「ストックオプション、信託型は『給与』か? 当事者に聞く」2023 年 6 月 14 日日本経済新聞朝刊 13 面。

(2) 税務訴訟の提起

Q&A の公表に対する最大の反応は、税務訴訟の提起可能性であろう。信託型 SO スキームを導入した企業側は、役職員が権利行使で得た株式を売却した際、利益に約 15%（地方税と併せると約 20%）の税金がかかると認識していたが、国税庁は給与として最大で約 45%（地方税と併せると約 55%）の税金が課されるとし、権利行使が済んだ分は過去 5 年間にさかのぼって納税を求めた。しかし、企業のなかには、国に対する訴訟を検討しているところが複数存するという⁽²⁵⁾。

各社は延滞税や加算税が発生するのを防ぐなどの理由で、いったん源泉徴収分の納税額を自主的に計算して納めるが、その上で給与所得としての課税を不服として還付を求め、請求が認められなければ、過誤納金返還訴訟を起こすという方法をとるようである⁽²⁶⁾。

源泉所得税の負担を会社が肩代わりした場合、さらに給与所得としての課税が生じ得ることについて既に指摘したが、これらの会社は税務訴訟の提起を前提にしているのかもしれない。訴訟において納税者側（会社側）が勝訴すれば、追加的な給与所得課税の問題についても最終的には解決することになる。ただし、信託型 SO スキームを継続するのであれば、勝訴判決が確定するまで不安定な状態が続くことになろう。

(3) 新しいスキームの出現と否認（令和 7 年度改正の契機）

Q&A の公表によって、信託型 SO スキームを新たに導入ないし継続する企業数は、確実に減少することが予想される。前述の PKSHA Technology は「信託型の対応は今回をもって完了し、今後の活用の予定はない」としている⁽²⁷⁾。

一方で、同様の効果を有する別のスキームが開発されることは否定できない。既述の通り、令和 7 年度改正の立案担当者の解説書では、所得税法 67 条の 3 第 1 項、2 項、同施行令 197 条の 3 第 1 項に基づく制度を利用することにより、「信託財産に属する株式を受益者等として指定した役員等に交付する場合には、株式の譲渡時まで課税を繰り延べることが可能となりました」とある。

この部分からは、信託財産としての SO の付与ではなく、株式が交付される場合は、株式譲渡時までの課税繰延が可能であったと理解できる。つまり、信託型 SO スキームには Q&A の公表によって対処できていたが、株式交付型スキームの課税繰延には対処できていなかったということになる。

(25) 「信託型ストックオプション訴訟検討、影響は？」2023 年 8 月 28 日日本経済新聞電子版。

(26) 「新興 13 社、信託型ストックオプションで税返還訴訟を検討 給与扱いに不服」2023 年 8 月 28 日日本経済新聞朝刊 1 面。

(27) 前掲注 (22) 参照。したがって、損失の計上も一過性のものであるとしている。

もともと、「可能となっていました」の意味するところが、実際に株式交付型スキームが行われていたのか、それともその可能性を示すに過ぎないのか、この部分からは明らかでない。すなわち、令和7年度改正が、既に実行されているスキームに対処したのか、それともこれから実行されることが想定される新たなスキームを先回りして塞いだのかについては、それほど明確ではない⁽²⁸⁾。ただ、そのいずれであったとしても、株式交付型スキームは信託型 SO スキームの延長線上にあり、それが立法（令和7年度改正）によって個別的に否認されたと考えることができる。

II 令和7年度改正が問題視した株式交付型スキーム

1 Q&A「問3」（信託型 SO スキーム）との違い

株式交付型スキームの具体的な内容について、信託型 SO スキームとの差異を通してみていくことにする。まず、既に述べたことであるが、信託型 SO スキームと株式交付型スキームでは役職員に与えられるものが異なる。前者では SO が付与されるが、後者では株式が交付される。この違いは、両者の目指す最終目的地（課税繰延と所得分類の転換）が同じであっても、そこに至る経路が異なることを意味する。

次に、SO を行使して株式を取得する者が異なる。信託型 SO スキームでは役職員が行使するが、株式交付型スキームでは信託の受託法人が行使することになる。したがって、SO を行使して取得した株式は、前者では役職員が保有するが、後者では受託法人の信託財産に属することになる。

また、課税において中心的な役割を果たす具体的な規定（あるいは租税回避を防止するために機能する規定）も異なる。信託型 SO スキームでは所得税法施行令 84 条 3 項であるが、株式交付型スキームでは所得税法 67 条の 3 第 3 項及び 4 項となる。

さらにいえば、信託型 SO スキームは、国税庁の Q&A「問3」の説明を是認する限り、所得税法 36 条と同施行令 84 条 3 項の解釈で防止することができた。一方で、株式交付型スキームを防止するためには、既述の通り所得税法 67 条の 3 を改正するという立法を待たねばならな

(28) 株式交付型スキームについては、少なくとも信託型 SO スキームのような形での開発者による積極的な発信（松田＝山田・前掲注（10）参照）はなかったと認識している。しかし、小山ほか・後掲注（54）に關係する本文からは、株式交付型スキームは既に存在していたことが推測できる。また、「法人課税信託を利用した株式交付型スキームに規制」T&A master 1054 号 4 頁（2024 年）には、スキームが実際に行われている旨が記載されている。さらに、コタエル信託「株式交付型スキーム等に関するご説明の方針について」2023 年 12 月 25 日プレスリリースによると、「従来お客様にご紹介しておりました株式交付型スキーム等につきましては、ご関心のある方に個別にご説明をさせていただくことといたしました」とあるので、株式交付型スキームが準備あるいは実行されていた可能性は高い。ただし、その詳しい内容は明らかでない。〈<https://trust.kotaeru.co.jp/news/20231225/>〉

かったことになる。

2 SO行使の段階で課税がないのはなぜか（Q&A「問2」との関係）

株式交付型スキーム防止のために立法が必要だった旨を上で述べたが、SO行使の段階で課税が可能なら話は変わってくる。Q&A「問3」では、行使時に所得税法施行令84条3項を適用して課税している。しかし、法人課税信託の受託法人がSOを行使した場合、所得税法に関する規定の適用はおおよそ想定されていない。したがって、同施行令84条3項に基づく課税はできないことになる。

一方で、法人税法に関する規定の適用は当然に想定される。事例2の場合、受託法人が取得価額50、行使価額200のSOを行使して、時価800の株式⁽²⁹⁾を取得すれば、法人税法22条2項及び3項が適用されて、実現利益である550が課税の対象とされることにならないだろうか。

このような課税の可能性についてヒントになるのは、Q&A「問2」【税制非適格ストックオプション（有償型）の課税関係】である。そこでは、個人が勤務先からSO（権利行使価額200）を適正な時価（50）で有償取得し、株価が1,000のときに行使したという事例が提示され、その「答」として、「当該ストックオプションの行使時の経済的利益（ストックオプションの値上がり益）については、所得税法上、認識しないこととされています（所法36②、所令109①一）」と説明されている。

Q&A内にはこれ以上の明確な説明は存しないが、所得税法36条2項は、経済的な利益の価額に関する一般規定だから、「所得税法上、認識しない」ことの実質的な法的根拠は、所得税法施行令109条1項1号ということになろう。この規定から、SOの行使により取得した有価証券の取得価額は、払込みをした金銭の額とSOの取得価額から構成されと考え、それを根拠に行使時に課税を行わないという結論になるのだと思われる。Q&A「問2」の数値でいえば、250（200 + 50）が株式の取得価額になる。

実現した経済的利益を収入金額とする所得税法の規定を差し置いて、株式の取得価額に関する施行令の方が課税繰延という課税結果を決めることには疑問があるが⁽³⁰⁾、その点については既に別の論考で取り上げたので⁽³¹⁾、本稿では、Q&A「問2」に関する国税庁の説明と結論を一応受け入れた上で⁽³²⁾、株式交付型スキームに関する議論を進めることにする。

上記のQ&Aの説明に基づけば、株式交付型スキームにおけるSO行使に適用される法人税法に関する規定は、法人税法施行令119条1項2号ということになるであろう。すなわち、所

(29) この株式は、特定譲渡制限付株式以外の株式である（所令197条の3第2項）。後掲注（43）と関係する本文を参照。

(30) 佐藤・前掲注（17）24頁。

(31) 拙稿・前掲注（16）229～231頁。

得税法施行令 109 条 1 項 1 号に対応する法人税法施行令の規定である 119 条 1 項 2 号を適用して、行使時の経済的利益を認識しないという結論を導くことが可能となる。

3 解釈論で対応できなかった理由と法改正の理由

株式交付型スキームにおいて、SO 行使の段階で課税がないことを是認してしまえば、前述した立案担当者のいう「株式の譲渡時まで課税を繰り延べることが可能となっていました」の意味も理解できる。信託型 SO スキームのように所得税法施行令 84 条を適用することができず、また改正前の所得税法 67 条の 3 第 1 項及び 2 項をどう解釈しても、株式交付時に課税することは難しい。それゆえ、令和 7 年度に法改正を行ったということになる。その意味では、改正後の同条 3 項及び 4 項は、創設規定と考えるべきであろう。

では、法改正を行って課税繰延等を防止した理由はどこにあるのか。立案担当者の解説書では、既述の通り「給与等を現金で得ている者とのバランス等を図る観点から」と説明されている。給与を現金でもらえば即座に給与所得として課税されるが、株式交付型スキームにより株式の形でもらえば株式を譲渡するまで課税されず、かつ課税時の所得分類も利益のすべてが譲渡所得となる可能性が高い。このことを捉えて、「バランス等を図る」必要があると考えたのであろう⁽³³⁾。

もっとも、信託型 SO スキームとのバランスについては何も述べられていない。Q&A の公表によって、信託型 SO スキームについては解決済みという立場であるならば、同じように株式交付型スキームも否認されるべきことになるから、一言その旨に触れてもよかったように思える。

また、与党の令和 7 年度「税制改正大綱」には、「スタートアップの人材確保を支援するストックオプション税制について、信託等を利用することで本税制の要件を満たさずに同じ税優遇効果を生むスキームに対して、適正化の措置を講ずる。今後同様のスキームが創出された場合

(32) 他の解釈としては、課税要件を定めた規定である所得税法 36 条 1 項、2 項を根拠として、行使段階の実現利益に課税をした上で、次に当該課税を前提として株式の取得価額を同施行令 109 条 1 項 1 号によって決めるといった見解もありうる。ただし、「問 2」の場合、行使時の利益 550 と株式譲渡時の利益 200 の性質はどちらもキャピタル・ゲインだから、SO 行使時に課税したとしても、異なるのは課税のタイミングの違いだけで所得分類は同じである。そのため、株式譲渡時に両者の合計額である 750 に譲渡課税を行っても、さほど大きな問題ではないという反論がありえる。拙稿・前掲注 (16) 231 頁。

一方で、同じ数値を株式交付型スキームにあてはめた場合、SO 行使時に課税すれば、550 は法人課税、200 は譲渡所得としての課税になる。550 に対する法人税の実効税率は約 30% であるから、個人の株式譲渡益に対する税率よりは高いことになる。

(33) なお、「バランス等」の「等」が何を示すのかは明らかでない。ただし、武田昌輔監修『DHC コメントール所得税法』4487 の 4 頁（税務・会計データベース DHC Premium（第一法規））は、「[67 条の 3] 第 3 項の規定は通常の給与所得に対する課税とのバランスを図るものである」として、「バランス」に「等」を付けていない。

にも迅速に対応する」と述べる部分⁽³⁴⁾がある。ここでいう「ストックオプション税制」は適格 SO 税制、「信託等を利用することで本税制の要件を満たさずに同じ税優遇効果を生むスキーム」は株式交付型スキームのことだと理解できるので、立案担当者の解説書でもこのことに触れ、信託型 SO スキームとのバランスについて述べる方法もあったはずである。

一方で、Q&A「問3」の内容については争いがあり、もし訴訟で課税庁側が敗訴することになれば、信託型 SO スキームとのバランス論はその根拠を失うことになる。したがって、敢えて信託型 SO スキームには触れなかったということなのかもしれない。なお、政府の令和7年度「税制改正の大綱」⁽³⁵⁾には、前述の与党大綱で示した「……適正化の措置を講ずる」や「……迅速に対応する」といった部分が存しない。財務省の立案担当者との与党では立場や権限が異なるということが、その理由なのかもしれない。

Ⅲ 改正後の所得税法 67 条の 3 を読む（各条文の説明と検討）

1 所得税法 67 条の 3 第 3 項

所得税法 67 条の 3 の内容のうち令和7年度改正で大きな変更があったのは、3項と4項である⁽³⁶⁾。改正前の1項と2項の内容に大きな変化はなく、改正により3項と4項が挿入される形で追加され、改正前の3項は改正後の5項に、改正前の4項は改正後の6項になった。以下では、改正後の内容を3項から順にみていくことにする。

3項は大きく2つのルールからなる。すなわち、①法人課税信託が特定法人課税信託である場合、その受託法人の信託財産に属する特定株式については、その特定株式を受益者等が指定されて法人課税信託に該当しなくなった時における価額（その価額が帳簿価額相当額に満たない場合には、その帳簿価額相当額）により取得したものとみなして、居住者の各年分の各種所得の金額を計算するというルールと、②その特定株式のその帳簿価額相当額は、その居住者のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないというルールである。

事例2の事案に即していうならば、①のルールに従って、役職員が受益者等に指定されることにより法人課税信託に該当しなくなった時に、当該役職員の特定株式取得に係る経済的利益について、給与所得としての課税が行われ、役職員は当該特定株式を時価で取得したことになる。

(34) 自由民主党=公明党・前掲注(3)6頁(「第一 令和7年度税制改正の基本的考え方」[1.成長経済への移行]部分)。

(35) 「令和7年度税制改正の大綱」(2015年)。(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf)

(36) 「所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表」(2025年)。(https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/217diet/st070204s_1.pdf)

所得 税

る⁽³⁷⁾。ただし、②のルールに従って、特定株式の帳簿価額相当額は、役職員の総収入金額に算入されることはない。

上記①のルールについて、所得税法 67 条の 3 第 3 項の文言から、素直に給与所得課税が読み取れるだろうか。同項の書き出しは「第 1 項の場合において」であり、同条 1 項は、「受託法人……から……引継ぎを受けたものとして……各種所得の金額を計算する」とあるから、特定株式は受託法人から役職員に交付されたと読める。そして、事例 2 の場合、信託の委託者（SO 購入資金の拠出者）は発行会社であり、かつ当該発行会社の役職員として職務を執行しているからこそ特定株式（発行会社の株式）が交付されたと考えられるから、経済的利益の性質が労務の対価であると認定されてもおかしくはない⁽³⁸⁾。

また、既述の通り与党税制改正大綱⁽³⁹⁾のいう「スタートアップの人材確保を支援するストックオプション税制」とは、適格 SO 税制であり、「同じ税優遇効果を生むスキーム」は株式交付型スキームと理解できるから、そこでいう「税優遇効果」の 1 つは、給与所得から譲渡所得への転換（所得分類の転換）を意味すると考えられる。このことから、「適正化の措置」とは、本来の給与所得としての課税と捉えることが可能である。

さらに、信託型 SO スキームに関する Q&A 「問 3」の説明では、「実質的には、発行会社が役職員にストックオプションを付与していること、役職員に金銭等の負担がないことなど」を理由として、「経済的利益は労務の対価に当たり、『給与として課税される』こととなります」と述べている。仮にこの見解を受け入れるのであれば⁽⁴⁰⁾、それを事例 2 の株式交付型スキームにあてはめて、「実質的には、発行会社が役職員に特定株式を交付していること」「役職員に金銭等の負担がないことなど」も、給与所得としての課税の理由となりそうである。

上記②のルールについて、立案担当者の解説書では「受益者等の存しない法人課税信託については、信託財産に属する資産を有するものとみなすべき者が存しないものの、一義的な所得の帰属主体である受託法人に対して各事業年度の所得に対する法人税が課税され、委託者から

(37) 鳥谷ほか・前掲注 (4) 101 頁。

(38) この考え方は、前述したストック・オプション事件判決（前掲注 (17)）とも整合的である。また、所得税基本通達 67 の 3-1 は「特定株式のその取得に係る所得区分は、給与所得とする」と明記している。武田・前掲注 (33) 4487 の 2 頁も「受益者等のその株式の取得に係る経済的利益について給与所得として課税を行う」とする。ただし、立案担当者の解説書では注意深く「給与所得等」という書きぶりとなっている。前掲注 (5) 参照。

(39) 自由民主党＝公明党・前掲注 (3) 6 頁。

(40) ただし、Q&A 「問 3」には説明不足と思われる点が幾つかある。例えば、役職員が SO 行使価額 (200) を支払ったこと、役職員の代わりに受託法人が SO 購入対価 (50) を負担したことは「金銭等の負担」には該当せず、上記 2 つの支出額と SO 行使時の株式時価 (800) との差額 (550) が経済的利益であり、それを得るために役職員が「金銭等の負担」をしていないと考えているのであろうが、当該利益がなぜ「労務の対価」に当たり「給与として課税される」のかについての説明が、もう少しあってもよかったように思う。拙稿・前掲注 (16) 241 頁。

受託法人に対する資産の信託について受託法人において受贈益を認識していることから、その帳簿価額相当額については引き続き課税しないこととする⁽⁴¹⁾と説明されている。事例2の事案に即していうならば、既に受託法人に対して400の受贈益を認識して課税をしているから、役職員は特定株式の帳簿価額である250を引き継ぐこととして、当該250部分は給与所得の収入金額に算入しないということになる⁽⁴²⁾。

2 所得税法67条の3第4項

所得税法67条の3第4項は各用語の意義について規定している。まず、「特定法人課税信託」とは、受託法人の信託財産に属する特定株式に係る発行人等が委託者となる法人課税信託で、その特定株式の発行人の役員または従業員の勤続年数、業績その他の基準を勘案して、その役員または従業員（役員または従業員であった者を含む）がその受益者等となるべき者として指定されるものである（同項1号）。

次に、「特定株式」とは、譲渡についての制限その他の条件が付されている株式以外の株式をいい（同項2号）、具体的には、所得税法施行令84条1項に規定する特定譲渡制限付株式⁽⁴³⁾以外の株式とされている（所令197条の3第2項）。特定譲渡制限付株式が特定株式から除かれている理由は、所得税法67条の3で対処しなくても、同施行令84条によって、譲渡制限が解除された日において、その日の価額により受益者課税が行われるからだと考えられる⁽⁴⁴⁾。

続いて、「発行人等」とは、特定株式の発行人、その発行人の役員等（役員若しくは従業員または株主）またはその役員等と特殊の関係のある個人及び法人をいう（所法67条の3第4項3号）⁽⁴⁵⁾。ここからわかるように、「等」の範囲は相当に広い。法人だけでなく個人も含まれることに注意する必要がある。発行人以外で発行人等となる典型例としては、発行人の創業者（ないしオーナー経営者等）が考えられる。

(41) 島谷ほか・前掲注(4)101頁。

(42) 所得税法67条の3第3項が「総収入金額」という文言を使っている点は気になるが、ここでは一応「総収入金額」に給与所得の収入金額も含むという意味で捉えておくことにする。

(43) ここでいう「特定譲渡制限付株式」とは、個人が法人に対して役務の提供をした場合において、その役務の提供の対価として譲渡制限付株式であってその個人に生ずる債権の給付と引換えにその個人に交付されるものその他一定の要件を満たすものをいう（所令84条1項）。

(44) 島谷ほか・前掲注(4)101頁。

(45) 役員等と特殊の関係のある個人は、(イ)役員等の親族、(ロ)役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、(ハ)役員等の使用人、(ニ)上記イからハまでに掲げる者以外の者で役員等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの、(ホ)上記ロからニまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族である（所令197条の3第3項）。また、役員等と特殊の関係のある法人は、(イ)役員等（これと上記イからホまでの特殊の関係のある個人を含む。以下「対象役員等」という）が法人を支配している場合におけるその法人、(ロ)対象役員等及びこれと上記イの特殊の関係のある法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人、(ハ)対象役員等及びこれと上記イ及びロの特殊の関係のある法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人をさす（所令197条の3第4項）。

発行法人等の範囲を広くした理由について、立案担当者の解説には説明がない。もっとも、発行法人の定義に、創業者を始めとする役員等や当該役員等と特殊の関係にある個人等を含ませなければ、これらの者を法人課税信託の委託者とする事で、所得税法 67 条の 3 第 3 項は簡単に回避されてしまう。ゆえに、租税回避防止の精度を高めるために発行法人等の範囲を拡大して網羅的に規定した、という捉え方ができる。租税回避防止目的のために、創業者等は発行法人と同じように扱われることになったと考えるのである。

3 源泉徴収義務との関係（創業者が委託者である場合）

(1) 創業者に対する源泉徴収義務

事例 2 のように、発行法人が委託者である株式交付型スキームに所得税法 67 条の 3 第 3 項が適用されて、役職員が給与所得課税を受ける場合、当該発行法人に所得税法 183 条の源泉徴収義務が生じることになるであろう。一方で、創業者が委託者の場合なら、同様に当該創業者に源泉徴収義務を負わせるべきかについては、議論の余地がある。

事例 2 とは異なり、創業者が委託者として資金を提供して信託（法人課税信託）を設定した場合でも、①の信託設定の段階で法人税が 150 課税されることに変わりはない。この課税について、法人課税信託が創設されたときの立案担当者の解説では、「信託の設定時から受益者等が明らかになっていればその受益者等に課税していたであろう所得……について受託法人に対していわば代替的に課税を行っていたものである」⁽⁴⁶⁾と記されている。つまり、この場合の法人課税信託における受託法人は、将来の受益者の代わりに課税される中間的な存在と考えられていることになる。

この考え方によれば、役職員が受益者に指定されて株式が交付された場合、中間的な存在である信託に関する部分（信託設定から受益者指定まで）を省略して眺めると、委託者としての創業者が役職員に株式を交付したと捉えることが可能になる。そうであれば、創業者は役職員に対して経済的利益の「支払をする者」に該当するといえなくもない⁽⁴⁷⁾。しかし、これだけでは創業者が役職員に対して給与を支払っていること（所得税法 183 条にいう「給与等の支払をする者」）とするには不十分である。創業者と役職員の間には委任契約や雇用契約等がないからである⁽⁴⁸⁾。

では、創業者と役職員との間に、委任契約や雇用関係と同視できる関係が存在する場合には、常に創業者に源泉徴収義務を負わせるべきかといえば、必ずしもそうとまではいえない。仮に

(46) 青木孝徳ほか「平成 19 年版 改正税法のすべて」322 頁（大蔵財務協会・2007 年）。

(47) 拙稿・前掲注 (16) 240 頁脚注 (38) には、「創業者が『支払をする者』に該当するとしても」という記述があるが、これも同じ意味であって、創業者が何らかの経済的利益を役職員に支払っているということは可能かもしれないが、所得税法 183 条の「支払をする者」に該当するということを述べているわけではない。

信託が中間的な存在であるという考え方（法人課税信託の受託法人への課税を根拠づける理論）を受け入れたとしても、実際に創業者が役職員に何かを支払っているわけではない。そのため創業者は、支払をする際に源泉所得税相当額を支払額から差し引くことができない。

株式交付型スキームや信託型 SO スキームではなく、通常の税制非適格 SO の行使が所得税法施行令 84 条 3 項に基づいて課税される場合は、発行法人が SO 行使者から源泉所得税相当額を別途徴収することで、源泉徴収義務の履行が可能となる。このような徴収コストを発行法人に強いること自体、給与所得に関する源泉徴収制度が本来想定している方法とは言い難いが⁽⁴⁹⁾、株式交付型スキームにおける創業者（委託者）と役職員との間には、上記のような発行法人と SO 行使者との関係さえ存しない。

最高裁は昭和 37 年 2 月 28 日判決刑集 16 卷 2 号 212 頁において、「法は、給与の支払をなす者が給与を受ける者と特に密接な関係にあつて、徴税上特別の便宜を有し、能率を挙げ得る点を考慮して、これを徴税義務者としている」と述べている。しかし、一般的に株式交付型スキームにおける創業者と役職員には、そのような「特に密接な関係」はなく、「徴税上特別の便宜を有し、能率を挙げ得る点」が考慮されるべき場面でもない。

したがって、法人課税信託の受託法人への課税を根拠づける理論が、所得税法 183 条において常に委託者の源泉徴収義務を根拠づける理論としてそのまま利用できるまでとはいえない。もっとも、創業者と役職員との間に、委任契約や雇用関係と同視できるような関係が存在する場合の多くは、創業者と発行法人を一体として捉えることが可能な場合だと思われるので、（創業者ではなく）発行法人の方に源泉徴収義務を負わせることの可否については、考えてみる価値がある⁽⁵⁰⁾。

(2) 発行法人に対する源泉徴収義務

事例 2 において受益者を指定するのは発行法人である。信託設定時に資金を提供したのは創業者であっても、創業者と発行法人を一体としてみることであれば、発行法人が役職員に経済的利益を与えていると考えることは不可能ではない。そうなれば、発行法人と役職

(48) 佐藤・前掲注 (17) 30 頁は、最高裁平成 23 年 3 月 22 日判決民集 65 卷 2 号 735 頁（強制執行により給与債権が満足を得た場合に、使用者に給与所得の源泉徴収義務があるとした判決）を引用し、給与等の「支払をする者」とは、給与等の支払債務を負い、一定の行為・事象によってその支払債務が消滅する者をいうと解されるから、創業者と役職員との間で、SO の権利行使益に相当する給与の支払債務を創業者が負うとの法律関係が成立していない場合には、源泉徴収義務との関係において、委託者である創業者は給与等の支払者に該当しない旨を述べる。

(49) 拙稿「申告納税・源泉徴収・年末調整と給与所得」日税研論集 57 号 123 頁（2006 年）。

(50) その結果、仮に発行法人に源泉徴収義務が生じないと判断された場合は、給与所得に源泉徴収義務者が必ず存在するという前提をとる限り、創業者がそれに該当する可能性を完全に排除することはできない（ただし、後述する通り発行法人が源泉徴収義務を負う可能性が高いと思われる）。

員には委任契約や雇用関係が存する以上、所得税法 183 条における「給与等の支払をする者」に発行法人が該当すると解釈できることになる。

このような考え方に影響を与えうるのは、所得税法 67 条の 3 第 4 項 3 号における「発行法人等」の定義部分である。既述の通り、発行法人等には、特定株式の発行法人の「役員若しくは従業員又は株主」が含まれる。したがって、役員かつ大株主である創業者は、同条 3 項及び 4 項の適用において発行法人と同じように扱われることになる。そして、そのような扱いを所得税法 183 条の解釈においても肯定することができるならば、創業者が委託者として信託を設定した株式交付型スキームであっても、発行法人に源泉徴収義務を負わせてもよい場合があることになる⁽⁵¹⁾。

株式交付型スキームは租税回避行為であり、当該行為を防止する観点から発行法人の範囲を広げたという前提をとるのであれば、通常の実態は「発行法人を委託者とする信託の設定」であり、通常でない行為は「発行法人以外の者を委託者とする信託の設定」ということになる。創業者を委託者とする方法は後者に該当するから、租税回避否認規定（所法 67 条の 3 第 4 項 3 号）により、通常の実態である前者に引き直されて、発行法人が委託者となる信託と同じように扱われることになる⁽⁵²⁾。この引直し後の事実を所得税法 183 条にあてはめると、発行法人に源泉徴収義務が生じるという結果が導かれる⁽⁵³⁾。

4 適用関係

税制改正大綱に株式交付型スキームへの対応が掲載された段階（令和 6 年 12 月）、すなわち所得税法 67 条の 3 に関する令和 7 年度改正の詳細がわからない段階では、改正法の射程が関心事となっていた。その時点で、既に法人課税信託のなかに信託財産としての SO がある場合、あるいは SO を行使して取得した株式がある場合、スキームとしての株式交付が法改正後（具体的には改正規定の施行後）になってしまうと、改正後の所得税法 67 条の 3 第 3 項が適用さ

(51) 例えば、創業者が依然として大株主かつ代表取締役であるような場合、あるいは源泉徴収義務を回避するために創業者を委託者としているに過ぎず、実質的な委託者は発行法人と考えられる場合などは、発行法人に源泉徴収義務を負わせるべきこととなる。

(52) 租税回避の否認とは、「納税者が選択した法形式ではなく想定される通常の法形式を基礎として課税を行う」ことをいうとされているからである。清永敬次『税法 [新装版]』43 頁（ミネルヴァ書房・2013 年）。

(53) 「特定法人課税信託」の定義（所法 67 条の 3 第 4 項 1 号）において、受益者等となるべき者として指定される「役員又は従業員」には、「役員又は従業員であった者を含む」とされている一方で、「発行法人等」の定義（同項 3 号）において、「役員等」とは「役員若しくは従業員又は株主をいう」とされていて、過去の役員等を含まない。前者に関しては、退職者を対象とした株式交付型スキームの存在が意識されていると思われるが、後者に関しては、創業者が役員でも株主でもなくなれば、発行法人等とは扱われないことに注意しておく必要がある（ただし、役員等と特殊の関係のある個人及び法人は依然として発行法人等に該当する）。

れることにならないか懸念されたのである。さらには、既に交付済みの株式でさえ、改正所得税法の射程に入らないかが憂慮されていた⁽⁵⁴⁾。

しかし実際には、新しい所得税法 67 条の 3（第 3 項及び 4 項に係る部分に限る）の規定は、施行日である令和 7 年 4 月 1 日以後に効力が生ずる特定法人課税信託について適用されることとなった（改正附則 5 条）。したがって、上記の懸念は払拭されたことになる。換言すれば、株式交付型スキームとして既に仕込まれた SO や SO 行使により取得した株式については、課税繰延が可能となる。前述した立案担当者の「株式の譲渡時まで課税を繰り延べることが可能になっていました」⁽⁵⁵⁾という見解も、そのような意味で理解すべきこととなる。

また、令和 7 年 4 月 1 日以後に効力が生ずる特定法人課税信託を対象としたことから、改正後の所得税法 67 条の 3 の性質は創設規定であると理解できる。

5 令和 7 年度改正が対象を発行法人の株式に絞ったことについて

株式交付型スキームへの対処として改正後の所得税法 67 条の 3 第 3 項が対象としているのは、特定株式である。したがって、特定株式以外の現物資産は、同条 1 項により帳簿価額の引継ぎがある。特定株式以外の一部の金融資産（発行法人の株式以外の株式を含む）を用いて、株式交付型スキームと同じスキーム（会社への貢献度等に応じて役職員を受益者に指定するスキーム）を行えば、課税繰延及び給与所得から譲渡所得への転換が可能になる場合が考えられる⁽⁵⁶⁾。

ただし、これは与党税制改正大綱が問題視する「スタートアップの人材確保を支援するストックオプション税制について、信託等を利用することで本税制の要件を満たさずに同じ税優遇効果を生むスキーム」には該当しない可能性が高い。適格 SO 税制の持つ株式報酬（インセンティブ報酬）という意味合いが薄れるからである。もしそうであれば、「今後同様のスキーム

(54) 小山浩＝飯島隆博＝小侯雄基「令和 7 年度税制改正大綱」2025 年 1 月 27 日 MORI HAMADA Tax Law Newsletter 5 頁では、「本大綱では、既に設定されている信託（SO が未行使のものや、SO は行使済みだが受益者の指定や株式の交付がなされていないもの）や、過去に受益者に株式を交付済みの信託についても、本大綱に記載される課税関係が同様に適用されるのかについては明らかではなく、本大綱に基づく措置の射程について注目する必要があります」と記されている。〈<https://www.morihamada.com/sites/default/files/newsletters/ja/tax-law/20250127/01.pdf>〉なお、同頁では「実際に所得課税される場合には、給与所得に区分され、特定株式の発行法人は源泉徴収が必要になると考えられます」との記述もある。

(55) 島谷ほか・前掲注（4）。

(56) もっとも、信託が SO を購入する場合、一般的には株価が上がった場合にだけ SO を行使するから、Q&A「問 2」の見解に従って行使時課税がないとすれば、取得した株式には必然的に含み益が生じていることになる。しかし、信託が現物資産を購入する場合は、信託がそれを保有している間に含み損が生じる可能性がある。これは株式交付型スキームにおいて、SO を行使して取得した株式を信託が保有し続ける場合でも同様であるが、行使時を操作することによって株式の保有期間を短くすることが可能である。

が創出された場合」ではないから、「迅速に対応する」必要もないことになる。

しかし、立案担当者のいう「給与等を現金で得ている者とのバランス等を図る観点」からいえば、何らかの対応が考えられてもよいように思われる。そのようなスキームは実際には行われていないということであれば、当面は様子見でもよいが、将来的な課題にはしておくべきかもしれない。

IV 信託型 SO スキームに関する税務訴訟との関係

1 訴訟提起に関する報道

既述の通り、国税庁が Q&A を公表したことによって、訴訟提起を視野に入れている当事者たちが複数存在する⁽⁵⁷⁾。ただし、当事者が対象としているのは、令和 7 年度改正より前の取引が多いと推測される⁽⁵⁸⁾。

原告を異にする同種の訴訟が複数提起されれば、裁判所ごとに結論が異なる場合も予想され、ストック・オプション事件判決⁽⁵⁹⁾に至るまでの経緯を想起させる。下級審で結果の異なる判決が複数下されれば、最終的な解決まで時間がかかることになり、関係者は長く不安定な状態におかれることになる。

もっとも、訴訟の企業業績への影響を考慮して、複数社で各種費用を負担することが想定されており、負担は「軽微」になるとの報道がある⁽⁶⁰⁾。仮に、コストの観点から 1 つの法律事務所が複数の企業の訴訟案件をまとめて受任することになれば、たとえ複数の訴訟体になったとしても、訴状等はほぼ同じ内容になると予想されるから、裁判所ごとに結論が異なる可能性も減るように思われる。

なお、2023 年の弁護士が選んだ「革新的法務案件」10 選の 10 位に「国税庁による信託型ストックオプション（SO）に対する課税表明」が入っている⁽⁶¹⁾。信託型 SO スキームに関する税務訴訟が提起されれば、多くの実務家や研究者の注目の的になることは予想に難くない。

2 納税者が勝訴した場合と課税庁が勝訴した場合

訴訟が提起されて仮に納税者が勝訴すれば、その判決理由が如何なるものかにもよるが、令

(57) 前掲注 (25) (26) など参照。

(58) 例えば、前掲注 (27) に関係する本文を参照。

(59) 前掲注 (17)。

(60) 「JDSC、信託型ストックオプション税務処理『訴訟を含む対応検討』」2023 年 8 月 28 日日経速報ニュースアーカイブ。

(61) 前掲注 (20)。なお、最も「革新的」と評価された第 1 位はジェニーズ問題を巡る対応で、再発防止特別チームが 8 月に公表した調査報告書について、「ビジネスと人権の観点における日本初の本格的な調査報告書だ」などの声があがったとされている。

和7年度改正後の所得税法67条の3の意義は大きく損なわれる可能性がある。法改正により株式交付型スキームは防止できたとしても、信託型SOスキームによる課税繰延と所得分類の転換が有効に機能するからである。

したがって、立法で対処する必要性が生じてくると思われる。裁判を経て生き残った信託型SOスキームは、与党税制改正大綱のいう「迅速に対応」⁽⁶²⁾すべきスキームと何ら変わらない位置づけになる。株式交付型スキームより前のスキームなので、「今後同様のスキームが創出された場合」に該当するかは微妙であるが、納税者勝訴の段階で立法的な手当てをしておかないと、大綱との関係ではループホールが存続することになってしまう。ゆえに、納税者が勝訴した場合、信託型SOスキームの効果を継続させないような立法対応が望まれる⁽⁶³⁾。

一方で、上記のように与党税制改正大綱が、信託等を利用することで適格SO税制の要件を満たさずに同じ税優遇効果を生むスキームを問題視している以上、訴訟で国側が敗訴する可能性は低いとみる向きがあるかもしれない。仮に税務訴訟で国側が勝訴すれば、これも判決理由次第ではあるが、Q&A「問3」の内容の一部あるいは全部が正当であったということになる。したがって、令和7年度改正後の所得税法67条の3に影響はなく、改めて立法で手当てする必要もない。

また、国側勝訴の場合、会社が肩代わりした従業員等の所得税の負担⁽⁶⁴⁾は、最終的に追加的給与と性質決定される可能性が高い。そうなれば、会社の新たな源泉徴収義務も肯定されることになるであろう。

V 事例の検討

事例1

Q&A「問3」における国税庁の見解によるならば、Aは以下のように課税される（下記〈図表2〉（再掲）参照）。

②の段階では、経済的利益が発生しないことから、課税関係は生じない。③の段階でも、課税関係は生じない（所法67条の3第2項）。役職員は、信託がSO購入の際に負担した50を取得価額として引き継ぐことになる（同条1項）。

④の段階において、SOを行使した経済的利益が給与所得として課税される（所法28条、36条2項、所令84条3項）。なお、当該経済的利益の額は、行使時の株価（800）から取得価額と

(62) 前掲注(34)参照。

(63) 具体的には、所得税法67条の3を再改正するか、あるいは所得税法施行令84条の改正か、あるいはその両方になることも考えられる。

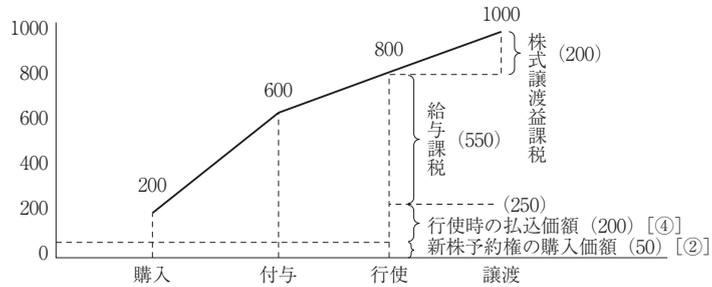
(64) 前掲注(22)に關係する本文を参照。

所得税

して引き継いだ (50) と権利行使価額 (200) の合計額 (250) を差し引いた 550 である。

⑤の段階において、株式譲渡益 (200) について譲渡所得としての課税を受ける (所法 33 条)。

〈図表 2〉再掲



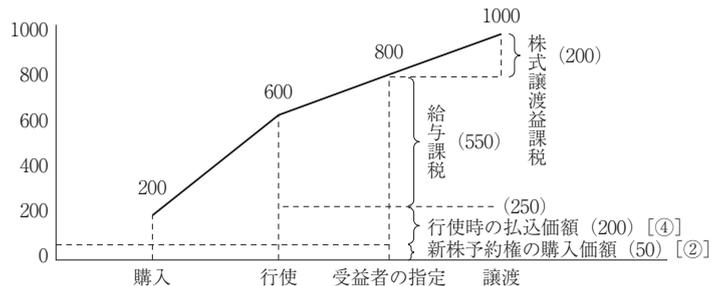
事例 2

令和 7 年度改正後において B は以下のように課税される (下記 〈図表 3〉 参照)。

④の段階において、発行会社の株式を時価 (800) で取得したとみなされて、当該株式の帳簿価額相当額 (250) を除いた額 (550) について、給与所得として課税される (所法 67 条の 3 第 3 項)。

⑤の段階において、株式譲渡益 (200) について譲渡所得としての課税を受ける (所法 33 条)。

〈図表 3〉



むすびに代えて

事例 1 の信託型 SO スキームと、事例 2 の株式交付型スキームは、課税のタイミングを遅らせ、給与所得を譲渡所得へと転換させるスキームという点で共通性がある。両スキームへの対処、すなわち前者への所得税法施行令 84 条 3 項の適用と後者への令和 7 年度改正後の所得税法 67 条の 3 第 3 項の適用の結果は、いずれも役職員が株式を取得したタイミングで給与所得

として課税されるというものであった。その意味で、この2つの課税方法は、租税回避防止ルールとして整合性があるといえる。

租税回避の防止という観点からは、与党税制改正大綱が述べている通り、今後も類似のスキームが開発された場合には、立法による迅速な対応が求められる。その際には、上記所得税法施行令 84 条 3 項と所得税法 67 条の 3 第 3 項だけでなく、リストラクテッド・ストックに対する所得税法施行令 83 条 1 項との整合性についても考慮に入れておく必要がある。

本稿はスキームへの対処という視点で、令和 7 年度改正を検討してきた。一方で、スタートアップ支援という視点からは、SO や信託を使った株式報酬について、より魅力的な課税ルールの導入や既存の適格 SO 税制の一層の拡充が求められる。ただし、当然のことであるが、それらは個別の政策立法によって達成されるべきことであって、ループホールの維持が望まれているわけではない。

限定承認に関する諸問題

弁護士 伊藤 信彦

事例 1

- 1 Aは、甲社を創業し、代表取締役を務めていた。Aは、平成20年に甲社の株式を、従業員であったBにすべて譲渡し、代表取締役を退き顧問となった。甲社は、以後、Bが代表取締役を務めているが、業況は芳しくない。Aは、甲社の債務について連帯保証をしており、代表取締役を退いた後も、連帯保証人のままであった。
- 2 Aには、妻、子がおらず、直系尊属は既に他界している。兄弟は、兄のCだけである。
- 3 Aは令和7年1月1日に他界した。
- 4 Aが相続開始時に保有している財産は以下のとおりである。
 - (1) 預貯金1,000万円
 - (2) 自宅の土地・建物（時価5,000万円、取得は昭和50年、取得費は不明）
 - (3) 第三者Dに賃貸しているマンション（時価2,000万円、取得費は時価を上回る、賃料月額10万円）
- 5 Aが相続開始時に負っている債務は以下のとおりである。
 - (1) 甲社が乙銀行に対して負う借入金の連帯保証債務 金額は不明
なお、Aの自宅の土地・建物と賃貸しているマンションには、乙銀行により共同根抵当権が設定されている。
 - (2) 第三者Eからの借入金1,500万円
- 6 Aの相続人であるCは、Aが負っている債務が不明であることから、裁判所に限定承認の申立てを行い受理された。

【設問1】

Aの相続開始後に発生したマンションの賃料についてどのように処理すべきか。

【設問 2】

限定承認がなされたことにより、Aの自宅の土地・建物につき、相続人であるCに時価で譲渡されたものとして、みなし譲渡所得課税がなされるが、この場合に①居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除を受けることはできるか。②居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の適用についてはどうか。

【設問 3】

限定承認の手続の中で、Aが所有していた自宅の土地・建物が競売に付され4,000万円で競落された。また、マンションについても1,600万円で競落された。

他方で、Aが相続開始時に負っていた連帯保証債務が5,000万円であることが判明した。また、限定承認をした場合に、Aの自宅の土地・建物に課せられる譲渡所得税は175万円である。

この場合、Cは、公租公課を含めた相続債務について、どのような順番で弁済をすべきか。

事例 2

【事例 1】の事案について、Aには、妻Fと同居している子Gがいた。

妻Fと子Gは、Aが負っている債務が不明であることから、裁判所に限定承認の申立てを行い受理された（相続財産清算人にはFが選任された。）。その後、Aが相続開始時に負っていた連帯保証債務が1,000万円であることが判明した。

【設問 4】

FとGが、Aの相続について相続税の申告を行うにあたって、小規模宅地の特例は適用できるか。Gが先買権を行使した場合はどうか。

I はじめに

人が死亡すると、その一切の財産的権利義務は、一応当然に相続人に承継されることになるが、相続人には、相続を承認するか、放棄するかを選ぶ自由がある。被相続人の権利義務を無限に承継するのが単純承認（民法 920 条）、被相続人の債務等を相続財産のある限度で弁済することを留保して承認するのが限定承認（民法 922 条）、被相続人に帰属した一切の権利義務を承継することを拒絶するのが相続放棄（民法 938 条）である。

単純承認、相続放棄と比べて、限定承認が選択される数は極めて少ない。

【司法統計・人口動態統計】

令和5年

死亡者数	1,605,378 人
相続放棄の受理件数	308,753 件
限定承認の受理件数	690 件

限定承認が選択される数が極めて少ない理由としては、後述するように、相続人全員がそろって家庭裁判所に申述しなければならないこと、手続が煩雑であるにも拘わらず必ずしも明確となっていないこと、手続の終了まで相当の期間を要すること、などが指摘されることが多い。また、弁護士目線で誤解をおそれずに述べると、弁護士が相談を受けた場合、課税上の取扱いに習熟していないため、相談者に積極的に薦めることができない、という点もあるように思われる。

しかしながら、限定承認で、相続人が責任を負うのは相続財産の範囲内に限られる、というのは、相続人にとって魅力的であるし、相続財産のうち債務額が不明確な場合や、自宅等の特定の財産を残したい場合に、限定承認は、なお有用な手続であると思われる。

限定承認については、過去、この研究会でも何回かテーマとされているが⁽¹⁾、未だ取り上げられていないと思われる問題点も複数あるため、今回の研究会のテーマとして設定した。

II 限定承認の手続の概要

1 限定承認の申述及び受理

(1) 相続人が、限定承認の申述を行うためには、相続の開始を知った時から、3カ月以内に家庭裁判所に、(相続放棄をした者を除く)相続人全員が、相続財産の目録等の必要書類を作成した上で、共同して行う必要がある(民法923条、同924条)⁽²⁾。

なお、限定承認を選択する事例としては、①相続財産の内容が明らかではなく、債務超過か否か不明である場合、②相続財産のうち、自宅等の特定財産を承継したいとき、③次順位の相続人に相続させたくない事情があるとき、などが考えられる。

(2) 相続人から限定承認の申述がなされた場合、裁判所は、書面照会等の審理を行った上で、受理するか否かの判断を行い、申述した相続人に結果の連絡をする⁽³⁾。

(1) 岩下忠吾「限定承認に係る申告期限と延滞税の始期について」(税務事例研究81号(2004)55頁以下)、高野幸大「限定承認をめぐる課税関係に関する若干の考察」(同142号(2024)61頁以下)、関根美男「限定承認・法人への遺贈・代償分割と換価分割」(同205号(2025)45頁以下)がある。

(2) 家事審判申立書(相続の限定承認)の書式例については以下を参照されたい。
https://www.courts.go.jp/saiban/syosiki/syosiki_kazisinpan/syosiki_01_14/index.html

資産税

限定承認の申述をした相続人が1名の場合は、限定承認の申述をした者（以下「限定承認者」という。）が相続人の立場で相続財産の管理を継続する。他方で、限定承認の申述をした相続人が複数いる場合は、家庭裁判所が、相続人の中から、相続財産清算人を選任する（民法936条1項、以下、特に区別しない限り、「限定承認者」と「相続財産清算人」を「限定承認者」と表記する。）。相続財産清算人は、相続人のために、これに代わって相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする権限を有する（民法936条2項）。

限定承認者が相続財産の管理について負う注意義務は、固有の財産を管理するのと同一の注意義務である（民法926条1項、同936条3項）。

- (3) 限定承認の申述が受理された後、限定承認者は、民法922条以下の手続に従い清算手続を行うことになるが、原則として裁判所が関与することはない。

2 公告及び催告

限定承認者は、限定承認が受理されてから5日以内（相続財産清算人は選任後10日以内）に、すべての相続債権者及び受遺者に対して、限定承認をしたこと及び一定の期間内（2カ月以上）に請求の申出をすべき旨を官報に公告しなければならない（民法927条1項、4項、同936条3項）⁽⁴⁾。

この公告には、相続債権者及び受遺者がその期間内に申出をしないときは弁済から除斥されるべき旨を付記しなければならない（民法927条2項）。もっとも、限定承認者は、知っている相続債権者及び受遺者を除斥することはできないし、限定承認者は、知っている相続債権者及び受遺者に対して、個別に請求の申出を催告しなければならない。ただし、限定承認者には、債権者の存在を調査する義務まではないとされている（東京地判平13・2・16判時1753号78頁）。

3 換価

(1) 換価の原則

限定承認をした場合、金銭以外の財産はすべて金銭に換価する必要がある。この相続財産の換価は、限定承認者によって不当な価格で換価されることで相続債権者の利益が損なわれることを防ぎ、公平を期するため、原則として裁判所の競売に付さなければならない（民法932条1項本文）とされている。

限定承認者が、不動産の競売に参加することができるかという点については、限定承認者は債務者であるところ、債務者は、買受けの申出をすることができない（民事執行法68条）とき

(3) 名古屋地方裁判所では、申述から結果の連絡まで目安として1カ月程度ということである。

(4) 限定承認の申述をする者は、これと並行して公告の準備を行う必要がある。

れていることに関連して見解の争いがある⁽⁵⁾⁽⁶⁾。

なお、競売による不動産を換価する場合の前提として、一旦、限定承認をした相続人名義に相続登記をすることが必要とされている（法曹会決議昭11・5・11法曹会雑誌14・9・140）。

(2) 先買権の行使

限定承認の申立てがなされる理由として、自宅等の特定の資産を承継したい場合がある。しかしながら、上記のとおり、限定承認者が不動産の競売に参加できるかについては見解の争いがあり、また、参加できたとしても、必ず、限定承認者が取得できる訳ではない。

民法は、このような場合の手当として、限定承認者に、相続財産について、裁判所が選任した鑑定人による評価額を自らの固有財産から弁済することで競売を止め、相続財産を優先的に取得することができる権利を与えている（民法932条但書、先買権）。

限定承認者は、先買権を行使したとしても、必ずしも相続財産を買い受ける必要はなく、鑑定結果により買い受けるか否かを自由に判断することができる⁽⁷⁾。また、先買権を行使し、特定の限定承認者が不動産を取得した場合には、まず、相続人全員名義の法定相続分による相続登記をした上で、他の共同相続人全員の持分を「民法第932条但書の価額弁済」を登記原因とし、価額弁済した相続人を登記権利者、他の共同相続人を登記義務者とする移転登記を行うことになる。

(3) 任意売却の可否

上記(1)、(2)のとおり、民法上は、換価の原則は競売（民法932条本文）であり、その例外として先買権（民法932条但書）が認められているのみである。しかしながら、すべての相続財産を競売で処分することは手間も費用もかかるし、例えば、家財道具等のように換価価値が不明なものもある。そのため、実務的には、競売によらない任意売却での換価が行われている⁽⁸⁾。

任意売却については、民法921条の単純承認に該当しないかが問題となるが、否定する見解が有力である⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾。もっとも、任意売却は、民法が定める換価方法ではなく、この方法を用いたことで、相続債権者や受遺者に損害を被らせた場合には、限定承認者は不法行為に基づく損

(5) 限定承認者は、競売へ参加できないとするものとして、寺本吉男編『Q&A 単純承認・限定承認・相続放棄の法律実務 判断ポイントと事例・書式』（日本法令、2024年）135頁。

(6) 限定承認における相続財産の換価は、債権回収の手段としてなされるのではなく、換価そのものを目的としてなされる形式的競売であることから、限定承認者が競売に参加することも禁止されないとする見解もある（山本和義著『～相続発生後の3つの対応策～単純承認・相続放棄・限定承認の選択のポイントと活用法』（大蔵財務協会、2023年）114頁参照）。

(7) そのため、鑑定に要する費用は、鑑定人の選任を求めた限定承認者が負担すべきものと解されている。

(8) 登記実務も認めている。この場合、共同相続人全員の法定相続分による相続登記を行った上で、「売買」を登記原因とし、買主を登記権利者、共同相続人全員を登記義務者とする移転登記を行う。

害賠償責任を負うことになる。したがって、相続財産を任意売却により換価する場合には、予め、相続債権者や受遺者の同意を得てから行うのが相当である。

4 弁済

(1) 弁済の順序

限定承認の手続における弁済の順序は、以下のとおりである。

- ①相続財産について優先権を有する債権者（民法 929 条但書）
- ②債権申出期間内に申し出た相続債権者及び知れている相続債権者（民法 929 条本文）
- ③債権申出期間内に申し出た受遺者及び知れている受遺者（民法 931 条）
- ④債権申出期間内に申し出なかった相続債権者（民法 935 条本文，同 931 条参照）
- ⑤債権申出期間内に申し出なかった受遺者

なお、公租公課と、その他の一般の相続債権について、弁済の優劣があるかが問題となる。この点については、後述（Ⅳ・3）する。

(2) 弁済期末到来の債権等

弁済期末到来の債権，条件付きの債権及び存続期間の不確定な債権についても弁済しなければならない（民法 930 条 1 項）。また，条件付きの債権及び存続期間の不確定な債権については，裁判所が選任した鑑定人が現在価値を評価し，それに従って，弁済することになる（民法 930 条 2 項）⁽¹¹⁾。

(3) 相続債権の存否・金額に争いがある債権

相続債権の存否・数額について争いがある債権については，限定承認者の推測にかかる債権額を弁済すればよいとの見解もあるが，通常の民事訴訟手続によって，相続債権の存否・数額を確定すべきであるとの見解が有力である⁽¹²⁾⁽¹³⁾。

-
- (9) 民法 921 条 1 号の「処分」は限定承認前のものに限るとするのが判例・通説（大判昭 5・4・26 民集 9 号 427 頁）であるため，限定承認者が相続財産を任意売却しても，単純承認とみなされることはないとする見解として，雨宮則夫・吉利浩美編著『相続の限定承認 法務・税務・登記』（新日本法規，2020 年）111 頁以下。
 - (10) この場合に，民法 921 条 1 号の「相続財産の全部又は一部の処分」に該当するとし，民法 937 条の適用を受け，限定承認による責任限定の恩恵を剥奪されると解釈すべきとするものとして，弁護士五右衛門「改訂 2 限定相続の実務」（オブアワーズ，2015 年）50 頁以下。
 - (11) 弁済期末到来の債権については，中間利息を控除するかが問題となるが，控除しないとする見解が有力である。
 - (12) 限定承認の手続においては，破産手続における破産債権の調査・確定（破産法 115 条以下）のような規定は存在しない。
 - (13) 潮見佳男「新注釈民法（19）相続（1）」（有斐閣，2019 年）597 頁〔中島弘雅〕。

(4) 弁済の方法

破産法（破産法 193 条以下）と異なり，民法には，限定承認の場合の弁済の方法について規定した条文はない。この点，相続財産清算人の代理人に選任された弁護士が，破産管財業務における配当手続を参考に，債権者に換価業務を報告すると共に配当表を作成し，すべての債権者がこの内容に同意することを条件に弁済の手続を行うことで対応した，との実務上の対応例が紹介されており，参考になる⁽¹⁴⁾。

Ⅲ 限定承認をした場合の課税上の取扱い

1 所得税

(1) みなし譲渡所得課税

限定承認があった場合，その限定承認に係る財産⁽¹⁵⁾について，被相続人から相続人へ時価で譲渡したものとみなされる（所税 59 条 1 項 1 号）。限定承認をした場合，すべての相続財産を換価して，その代金により相続債務を弁済する。この際に所得税法 60 条が規定するように，相続人が被相続人の取得費を引き継ぐとすると，相続後に行われる相続財産の換価について譲渡所得税は相続人に課税されることになり，相続人の固有財産から納付することになってしまう。これは，限定承認の制度に反するため，そのような事態を避けるべく所得税法 59 条の規定があるとされている⁽¹⁶⁾。

みなし譲渡所得課税がなされる結果，被相続人が保有していた資産のキャピタル・ゲインは被相続人の準確定申告により精算される。その結果，相続後の譲渡所得の場合の取得費はみなし譲渡時の収入金額と同額，保有期間は相続開始時を起算日として計算することとなる。

(2) 準確定申告

被相続人の死亡年の 1 月 1 日から死亡日までの所得及び上記(1)に記載したみなし譲渡所得については，相続人が被相続人について相続の開始があったことを知った日から 4 カ月以内に申告しなければならない。また，所得税の準確定申告の申告期限は，相続の限定承認について家庭裁判所に対して熟慮期間の伸長の申立てを行い，それが認められたとしても変わらないので

(14) 寺本・前掲注 (5) 143 頁。

(15) 所得税基本通達 33-1

以下の資産以外の一切の資産

① たな卸資産や営利を目的として継続的に譲渡される資産（所税 33 条 2 項 1 号）

② 金銭債権

③ 立木

(16) 三木義一監修・本山敦・伊川正樹編「新 実務家のための税務相談（民法編）第 2 版」（有斐閣，2020 年）386 頁

注意が必要である（東京高判平 15・3・10 判時 1861 号 31 頁）⁽¹⁷⁾。

(3) 譲渡所得課税における各特例の適用の可否

譲渡所得課税の場合に、①居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円の特別控除（租特 35）や、②居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例（租特 31 条の 3）の適用があるかが問題となるが、この点については後述（IV・2）する。

2 相続税

(1) 限定承認がなされた場合の相続税の取扱いは、単純承認の場合とほぼ同じである⁽¹⁸⁾。

ただし、被相続人の準確定申告により所得税の納税が生じた場合には、その納税額については相続税の計算上、債務として債務控除される（逆に所得税の還付を受けた場合には、その還付額は相続財産の一部として認識される。）。

なお、限定承認の場合、相続人は債務を全額承継するが、相続によって取得した財産の限度においてのみ被相続人の債務を弁済すべき責任を負うことになる。したがって、相続税額の計算上、債務控除の対象となるのは、債務超過の場合であっても、相続によって取得した財産の限度である。みなし相続財産は、相続によって取得した財産ではないから、ここから除外される。

(2) 相続財産の中に、被相続人の事業又は居住の用に供されている土地等がある場合、限定承認をしたとしても、小規模宅地の特例の適用があるかについては、後述（IV・4）する。

IV 限定承認に関する問題点及び若干の検討

1 限定承認をした相続財産から生じた法定果実

(1) 限定承認をした相続財産から相続開始後に生じた法定果実（家賃収入や株式の配当金等）について、どのように処理をすべきか。

(2) この点、相続開始後に生じた法定果実についても「相続によって得た財産」（民法 922 条）にあたり、相続債務の弁済に充てられるとする判例もある（大審院大 3・3・25 民録 20 巻 230 頁）⁽¹⁹⁾。

しかしながら、その後、相続開始時から遺産分割までの間、遺産は共同相続人の共有に属

(17) この点についての問題を論じたものとして、高野・前掲注（1）74 頁以下。

(18) 限定承認をする場合は、債務超過のおそれがある場合であることが多いため、相続税の税額が算出されることは多くない。

(19) 相続開始後の土地の不法占拠による損害賠償請求権について、相続財産に含まれると判示したものとして、東京地判昭 47・7・22 判時 686 号 65 頁。

するところ、この間に遺産である賃貸不動産を使用収益した結果として生じる賃料債権について、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得する、とする判示がなされている（最判平17・9・8民集59巻7号1931頁）。

限定承認の場合にも、この最高裁判例の考え方が適用されるとすると、相続財産から相続開始後に生じた法定果実については「相続によって得た財産」（民法922条）にあらず、相続財務の弁済に充てられることはない、という結論となる⁽²⁰⁾。

- (3) なお、この点について、限定承認をした相続財産から生じる果実に対する課税関係については、単純承認の場合と特に異なる取扱いをする必要がないとして、相続開始後に生じた法定果実に対しては、相続人に対する所得として課税される、とする国税庁の質疑応答事例の回答がある⁽²¹⁾。

2 譲渡所得課税における各特例の適用の可否

- (1) 限定承認があった場合、その限定承認に係る財産については、被相続人から相続人へ時価で譲渡したものとみなされ（所税59条1項1号）、譲渡所得税の課税がなされる。
- (2) では、この限定承認に係る財産に被相続人の居住用財産があった場合、租税特別措置法35条に規定されている3,000万円の特別控除を受けることができるか。

この点、所得税法59条の規定からすると、限定承認があった場合には、被相続人から相続人へ資産の譲渡があったと解釈するのが相当であるとして、租税特別措置法35条の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除に規定されている要件⁽²²⁾を満たせば、特別控除を受けることができるとする見解がある。

他方で、限定承認の場合、居住用財産の譲渡という法律行為は存在せず、所得税法59条は、限定承認をした相続人を保護するため、譲渡行為を擬制し、みなし譲渡所得課税をし、譲渡所得税相当額を相続債務とする技術的なものにすぎないこと、租税特別措置法35条の居住

(20) 他方で、限定承認の場合は、相続財産は相続債権への債務弁済の引き当て財産としての性格を有するものであり、その目的のために相続財産清算人により管理され、また換価されるから、最高裁判例の判示は、限定承認の場合には適用されないと解すべきであるとする見解として五右衛門・前掲注(10)185頁以下がある。

(21) <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/01/06.htm>

(22) 主たる要件は以下のとおりである。

- ①現に自らが居住している家屋を譲渡すること、また、土地（借地権を含む。）を譲渡する場合は、家屋と一緒に譲渡すること。
- ②譲渡年の前年又は前々年にこの特例の適用又は居住用財産の買換え、交換に関する特例を受けていないこと。
- ③譲渡した家屋、土地について、他の特例（収用等の場合の特別控除の特例等）の適用を受けていないこと。
- ④譲渡者と譲受者が親子、夫婦などの特別な関係（生計を一にする親族、内縁関係にある者、家屋の譲渡後にその家屋で同居する親族などが含まれる。）でないこと。

用財産に係る譲渡所得の特別控除の制度は、個人がその居住の用に供している家屋又はその敷地等を譲渡する場合は、代替の居住用財産を取得するのが通常であるなど、一般の譲渡に比して、特殊な事情があり、担税力も高くないこと等を考慮して設けられたものである（最判平1・3・28判タ695号・107頁以下）ところ、限定承認の場合には、かかる趣旨が妥当しないことから、限定承認に基づくみなし譲渡所得課税の場合には、租税特別措置法35条の居住用財産に係る譲渡所得税の特別控除の制度は適用されないとする見解もある。

解釈論としては、後者の見解の方が適当であると思われるが、この点についても定まった見解がある訳ではない。

- (3) なお、限定承認の場合に、居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例（租特31条の3）の適用⁽²³⁾があるかも問題となるが、こちらについても、上記と同じ理由で、定まった見解はない。

3 公租公課に対する弁済の順序

- (1) 限定承認の手続における弁済の順序は、上記Ⅱ・4・(1)で述べたとおりである。しかしながら、公租公課に対する弁済がいかなる順序に基づいてなされるかは必ずしも明らかでなく、見解もわかれている。

- (2) まず、国税徴収法8条が、「国税は、納税者の総財産について、この章に別段の定がある場合を除き、すべての公課その他の債権に先だって徴収する」として国税優先の原則⁽²⁴⁾を定めている以上、公租公課は、「優先権を有する債権者の権利」（民法929条但書）に該当し、他の一般債権より優先して弁済されるとする見解がある⁽²⁵⁾。

また、弁済は、破産法に準じて、①破産法における財団債権に準ずるような債権、②優先債権、③一般債権という順序でなされると解されるところ、みなし譲渡にかかる所得税は、破産法148条1項3号の財団債権にあたり、優先して弁済されるとする見解もある⁽²⁶⁾。

- (3) しかしながら、前者の見解について述べると、国税徴収法8条の「先だって徴収する」とは、納税者の財産が強制換価手続により換価された場合に、その換価代金から国税を優先して徴収することをいう、とされている（国税徴収法基本通達第8条関係の4）。上記のとおり、限定承認の場合、金銭以外の財産はすべて金銭に換価する必要があるが、これは、債権回収の手段としてなされるものではなく、換価そのものを目的としてなされる形式的競売であり、

(23) 主たる要件としては、前掲注(22)の③以外の要件に加えて、譲渡年の1月1日におけるその家屋、敷地の所有期間が10年を超えていること、が必要となる。

(24) 地方税については、地方税法14条で地方税優先の原則が規定されている。

(25) 全国弁護士協同組合連合会編集発行「弁護士賠償責任保険の解説と事例【第5集】」56頁の事例紹介のコメントに同旨の記載がある、山本・前掲注(6)123頁。

(26) 三木・本山・伊川・前掲注(16)352頁、寺本・前掲注(5)207頁。

強制換価手続によるものとはいえないのではないかと思われる。したがって、国税徴収法8条の国税優先の原則を根拠として、限定承認の場合に、公租公課は、他の一般債権より優先して弁済されるとする見解には疑問が残ると言わざるを得ない⁽²⁷⁾。

つぎに、後者の見解について述べると、たしかに、債務超過の場合における限定承認の清算手続が、破産手続に類似していることは否めないものの、だからといって、破産手続における配当手続に準じて行うべき、という法的根拠がどこにあるか疑問がある。

- (4) 以上のとおり、この点についても、定まった見解がある訳ではない。既に述べたとおり、限定承認の手続は、裁判所が関与せず、限定承認者に注意義務違反があるとされた場合は、限定承認者は損害賠償責任を負うことになる。したがって、限定承認の手続において弁済を行うにあたっては、税務署を含めた債権者と協議しながら慎重に進めざるを得ないものと思われる。

4 小規模宅地の特例の適用の可否

- (1) 限定承認がなされた場合でも、基礎控除額を超える課税価格となる場合は、相続税が課税される。
- (2) では、承継した財産に、小規模宅地の特例の適用対象となる宅地等がある場合、小規模宅地の特例は適用されるか。

小規模宅地の特例は、原則として相続税の申告期限までに相続人等によって分割されていない場合には適用を受けることができない(租特69条の4第4項)ところ、限定承認の場合、財産の帰属が各相続人になされ、分割されたといえないのではないかが問題となる。

この点、限定承認がなされた場合、相続人の相続分に応じた割合で相続登記がなされるが、これは、相続人全員の法定相続分割による共有登記と解され、未分割(いわゆる相続共有の状態)であるものと考えられる(最判昭50・11・7民集29巻10号1525頁同昭62・9・4集民151号645頁参照)。

したがって、限定承認により相続人全員の共有登記がなされた状態である場合は、小規模宅地の特例は適用できないものと解される⁽²⁸⁾。

- (3) では、相続人の1人が先買権を行使し、当該不動産について移転登記を経た場合はどうか。この点についても定まった見解があるとはいえないが、この場合、当該不動産については分割済みと理解するほかないから、小規模宅地の特例を適用するための他の要件を満たす場合

(27) 相続人不存在の場合に相続財産清算人が弁済する場合に、公租公課が一般の相続財産と同様に扱われることについて、拙稿「相続人不存在の場合の相続財産管理制度に関する諸問題」(税務事例研究189号(2022)35頁以下)。相続人不存在の場合の相続財産清算人の弁済の場合、実務上も、公租公課は、一般の相続財産と同様に扱われている。

(28) 五右衛門・前掲注(10)210頁、山本・前掲注(6)149頁、寺本・前掲注(5)159頁。

は、同特例を適用することもできるものと解される。

V 事例に対する回答

1 事例1について

(1) 設問1

平成17年の最高裁判例の考え方が限定承認の場合にも適用されるとすると、限定承認をした相続財産から生じた法定果実は「相続によって得た財産」(民法922条)に該当せず、相続人が確定的に取得することになる。

したがって、本件でもAの相続開始後に発生したマンションの賃料については、相続人であるCが確定的に取得し、課税される、ということになると考える。

(2) 設問2

上記Ⅳ・2で述べたとおり、限定承認があった場合の譲渡所得課税について、居住用財産に係る譲渡所得税の特別控除(租特35条)や、居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例(租特31条の3)が適用されるかについては、現在のところ定まった見解はない。仮にこれらの特例について適用することができるとすると、自宅の土地・建物の課税長期譲渡所得について、3,000万円の特別控除が認められ、軽減税率を乗じて算出された税額を納付することとなる。

(3) 設問3

限定承認の手続における弁済の順序は、上記Ⅱ・4・(1)で述べたとおりである。

したがって、本件でも、まずは、自宅の土地・建物及び第三者Dに賃貸しているマンションにつき共同根抵当権を設定している乙銀行に対する弁済が優先する。

問題は、公租公課を含む、それ以外の相続債権に対する弁済の順序であるが、上記Ⅳ・3で述べたとおり、この点についても定まった見解があるとはいえない状況である。したがって、税務署を含めた債権者と協議しながら慎重に進めざるを得ないものと考えられる。

2 事例2について(設問4)

本件の場合、自宅の土地について、特定居住用宅地等として、小規模宅地の特例が適用されないかが問題となるが、限定承認により、FとGの共有登記がなされた状態である場合は、当該特例は適用されない。

Gが先買権を行使し、自宅の土地について、移転登記を経た場合は、小規模宅地の特例を適用するための他の要件を満たす場合は、同特例を適用することができると考えられる。

VI 結びにかえて

これまで、限定承認の手続を踏まえて、いくつかの問題点について若干の検討をしてきたが、破産手続と比較して、法律上明記されている点が少なく、未だ解釈に委ねられている点が多数存在する（しかも解釈も必ずしも一致していない）。また、手続に裁判所が関与していないこともあり予測可能性が低く、後々、注意義務違反と判断される可能性があることを考えると、限定承認の相談があった場合に代理人として手続を進めるには躊躇を覚えざるを得ない。

税法上の取扱いも複雑であることに加え、見解が必ずしも一致している訳ではないので、限定承認の手続を進める場合には、税理士と十分連携し、税金のシミュレーション等を綿密に行うこと、都度、債権者の同意を得ること、が肝要であると考えます。

「租税法事例研究会」構成員名簿

部 会	氏 名	所 属
法 人 税 部 会	◎弥 永 真 生 教 授	明治大学大学院会計専門職研究科
	○渡 辺 充 教 授	明治学院大学法学部
	金 子 友 裕 教 授	東洋大学経営学部
	佐 藤 修 二 教 授	北海道大学大学院法学研究科
	野 口 浩 教 授	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科
	藤 曲 武 美 税 理 士	東京税理士会
	吉 村 政 穂 教 授	一橋大学大学院法学研究科
所 得 税 部 会	◎神 野 直 彦 名 誉 教 授	東京大学
	○田 中 治 名 誉 教 授	大阪府立大学
	岩 崎 政 明 教 授	明治大学大学院法務研究科
	牛 嶋 勉 弁 護 士	第一東京弁護士会
	佐 藤 英 明 教 授	慶應義塾大学大学院法務研究科
	武 田 涼 子 弁 護 士	第一東京弁護士会
	渡 辺 徹 也 教 授	早稲田大学法学学術院
資 産 税 部 会	◎洪 谷 雅 弘 教 授	中央大学法学部
	○高 橋 祐 介 教 授	名古屋大学大学院法学研究科
	伊 藤 信 彦 弁 護 士	第一東京弁護士会
	加 藤 友 佳 准 教 授	明治大学経営学部
	柴 原 一 税 理 士	東京税理士会
	関 根 美 男 税 理 士	東京税理士会
	平 川 英 子 教 授	駒澤大学法学部

(注) ◎印は部会長 ○印は部会長代理

税務事例研究 第 210 号

2026 年 3 月 20 日 発行

編 者 公益財団法人日本税務研究センター

発行者 尾崎 秀明

東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 8 号

日本税理士会館 1 F

電話 03 (5435) 0912 (代表)

※無断転用・転載等は、一切お断り致します。

定価990円(本体900円 + 税 10%)

賛助会員の購読料は年会費に含まれます。